

令和元年第5回白石町議会定例会会議録

会議月日 令和元年9月11日（第3日目）
場 所 白石町役場議場
開 会 午前9時30分

1. 出席議員は次のとおりである。

1番	友田香将雄	9番	吉岡英允
2番	重富邦夫	10番	片渕彰
3番	中村秀子	11番	草場祥則
4番	定松弘介	12番	井崎好信
5番	川崎一平	13番	内野さよ子
6番	前田弘次郎	14番	西山清則
7番	溝口誠	15番	溝上良夫
8番	大串武次	16番	片渕栄二郎

2. 欠席議員は次のとおりである。

なし

3. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者は次のとおりである。

町長	田島健一	副町長	百武和義
教育長	北村喜久次	総務課長	松尾裕哉
企画財政課長	小池武敏	税務課長	久原浩文
住民課長	千布一夫	保健福祉課長	坂本博樹
長寿社会課長	武富健	生活環境課長	片渕徹
水道課長	中村政文	農業振興課長	木下信博
産業創生課長	吉村大樹	農村整備課長	笠原政浩
建設課長	喜多忠則	会計管理者	西山里美
学校教育課長	吉岡正博	生涯学習課長	川崎直
農業委員会事務局長	久原雅紀	白石創生推進専門監	木須英喜
保険専門監	小川善秋	下水管理専門監	稲富道広

4. 議会事務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

議会事務局長	小柳八束
議事係長	中原賢一
議事係書記	緒方千鶴子

5. 会議録署名議員の指名 会議録署名議員に次の2人を指名した。

10番	片渕彰	11番	草場祥則
-----	-----	-----	------

6. 本日の議事日程は次のとおりである。

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

5. 井崎好信議員

1. 農業の振興について
2. 空き家バンクについて

6. 溝口 誠議員

1. 災害に強い環境整備について
2. 国民健康保険事業の安定運営について

7. 吉岡英允議員

1. 観光の振興について
2. コミュニティタクシー運行事業について

8. 重富邦夫議員

1. 農業の振興について

9時30分 開議

○片渕栄二郎議長

おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

暑い方は上着をおとりください。

日程第1

○片渕栄二郎議長

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第119条の規定により、本日の会議録署名議員として、片渕彰議員、草場祥則議員の両名を指名します。

日程第2

○片渕栄二郎議長

日程第2、これより一般質問を行います。

本日の通告者は4名です。

順次発言を許します。井崎好信議員。

○井崎好信議員

皆さんおはようございます。

8月の下旬の記録的な豪雨によりまして、佐賀県はもとより白石町も甚大な被害をこうむったところでございます。被災をされました皆様方には心よりお見舞いを申し上げます。そしてまた、一日も早い復興、復旧をお願いするところでございます。

それでは、通告に従い一般質問をさせていただきます。

まず初めに、農業の振興についてお尋ねをしてみたいというふうに思います。

農水省が8月30日に水稻の8月15日までの作柄概況というふうなことで、やや不良というふうな発表がなされたかというふうに思います。これは、2009年から10年ぶりのやや不良というふうなことだそうでございます。8月15日までというふうなことでございますから、それから盆過ぎの天候不良なり、あるいは曇天続き、そしてまた8月下旬の豪雨というふうなことから、ことしの作況指数、後だって発表もされると思いますけれども、懸念をするところでもございます。

まず1点目に、今年度は嘉瀬川ダムからの用水につきましては、3年連続の取水制限というふうなことになったわけでございます。しかしながら、関係機関と申しますか、土地改良役職員一丸となったお骨折りによりまして、6月20日以降の代かきなり、あるいは田植えがおくればせながらも、順調とはいきませんでしたけれども、どうにか済んだところかというふうに思います。その後、嘉瀬川ダムの貯水率が7月10日には12.1%と非常に低い貯水率になったところでございます。農家の方々も、ことしは干ばつじゃなかろうかなというふうなことで非常に不安を抱かれたところかと思えます。今年度の水稻につきましても、そういった不安が解消できるように、もちろん8月の大雨によりまして貯水率も100%近い貯水率でありますから、今年度のようにはいかないというふうには思っておりますけれども、いろんな関係機関との調整を図りながら、今後用水に努めていただきたいというふうに思いますけれども、その辺をお伺いをいたしたいと思えます。

○笠原政浩農村整備課長

ことしは田植え後、過去最低の数値まで落ち込みました嘉瀬川ダムの貯水率につきましては、7月から8月に接近しました台風や前線の影響もあり、けさの時点では99.9%、ほぼ100%となっております。また、ことしはかんがい期、6月1日前から取水が制限され、水不足も心配されておりましたが、地域の実情に即した計画的な排水ができるよう、白石土地改良区と各地区が調整をされ、何とか取水時期を乗り切ることができ、今後必要な農業用水につきましても、先ほど申しましたがほぼ100%の貯水率でありますので心配ないかと思われます。

しかしながら、ことし3年連続の取水制限というふうなことも踏まえまして、県筑後川佐賀西部地域推進連絡協議会など関係機関と連携しながら、来年のかんがい期前までには十分な水の確保ができるよう、河川管理者である国土交通省武雄河川事務所へ要望をしてみたいというふうに考えております。

以上でございます。

○井崎好信議員

嘉瀬川ダムの貯水率が100%に近い数字に回復をしたということで、本当に今年度はそういった心配も無用なのかなというふうに思います。しかしながら、答弁にもございますように3年連続の取水制限だったというふうなことから、今後また梅雨時期に入りましても降雨が期待されないというふうな状況もあるかとも思いますので、そういったことでいろんな関係機関との調整をとりながら、農家の皆さん方が来年度、稲作を安心して作付できますように、その辺の要望をよろしく願いしておきたいというふうに思います。

2点目にもう入らせていただきます。

2点目に施設園芸でありますイチゴ栽培でございます。イチゴ栽培につきましては、生産者の高齢化なり、あるいは後継者不足というふうなことで生産者が減少もしておる状況かというふうに思います。そしてまた、そういったことで面積なり、あるいは生産、出荷も少なくなってきたのが現状かというふうに思います。しかしながら、平成30年度の県のイチゴの生産におきましては、これは平均でございますけれども、10アール当たり収量で4,423キロと、販売額で597万6,200円というふうな過去最高だったそうでございます。いろんな要因が重なっての数字だろうというふうに思います。そしてまた、昨年デビューをいたしましたいちごさんにつきましても、生産数量で104%、そして収量では115%というふうな好成績をおさめたそうでもございます。

7月の下旬に佐賀県のイチゴ生産者部会の大会がございまして、JA白石地区の上野貴弘さん、そして香里さん御夫妻が、今まで最高であります8,258キロという非常に大きな収量を、もちろん10アール当たりでございますが、上げられまして、JA白石地区では20年ぶりとなる農林水産大臣賞を受賞されたということであります。本人、家族にとりましても、本町にとりましても栄誉なことではなかろうかなというふうに思います。彼はさがほのかでの受賞というふうなことを聞いております。並々ならぬ努力の結果だろうというふうに思います。

そこで、2点目になりますけれども、佐賀県では新品種でありますいちごさんの栽培を奨励をされまして、PR活動に努められておりますけれども、本町の栽培計画といたしますか、計画はどのようになっているのかお尋ねをいたします。

○木下信博農業振興課長

本町におけます新品種いちごさんの栽培計画の御質問でございますが、JAからの情報では、確定数値ではありませんが、令和元年度のいちごさんにおける栽培戸数は43戸、栽培面積は4ヘクタール前後、またイチゴ部会員の35%、栽培面積では20%の占有率ということでございました。今後の計画では令和2年度でいちごさんとさがほのかの栽培面積が半々に、令和3年度にはいちごさんとさがほのかの品種構成が逆転するという予想を立てられております。佐賀県といたしましては、4年間でさがほのかからいちごさんに全面的に切りかえる計画のようでございますが、先ほど議員申されたとおり、本町でさがほのかのほうで昨年度、反収8トン超えと、もう県内では断トツの成績で農林水産大臣賞を受賞された方を初め、まだまださがほのかの作付というのもされてる農家もいらっしゃいます。本町といたしましても、さがほのか、いち

ごさんと佐賀県ブランドとして重要な作柄として捉えているところでございます。

J Aさが白石地区イチゴ部会の基本方針では、消費者の立場に立ったイチゴの生産を基本とし、生産数量の拡大による計画出荷を徹底し、さらなる品質向上による有利販売に努め、安定した農業経営に努めるとともに、昨年デビューいたしましたいちごさんの栽培技術確立の習得をするため、定期的な研修会の開催と情報提供に努められるとのことでございます。このようなことから、本町におきましても今後はいちごさんのブランド化につきまして、県を初め関係機関と一体となって推進してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○井崎好信議員

町内ではイチゴ部会の35%、43戸の方が20%というふうな作付をされているというふうなことで、令和3年にはいちごさんが逆転するというふうなことで、県としては4年間で全面的に切りかえというふうなことでもございます。

今も非常に生産者の声も聞きますが、さがほのかも本当によか品種というふうなことを聞くわけでございますが、いずれにしても佐賀県さんが奨励しているこのいちごさんを全面的にもう切りかえていかないと生産者もおくれるんじゃないかなというふうに思います。先ほど冒頭申しましたように、いちごさんがことしだけみたいですけれども好成績だったと、単価的にも収量も好成績だったというふうなことから切りかえていく必要があるというふうに思います。栽培技術もいろいろ異なるというふうに聞いております。そういった技術を生産者も取得しながら切りかえていかれる必要があるというふうに思います。

先ほど答弁もございましたように、ブランド化をしていくにはPRというのが必要になってくるかというふうに思います。いろんなメディアを使うなり、そしてまた収穫時期になりますと試食をしたり、そしてまた各イベント会場でのトップセールスなり、消費者にいちごさんの認知度をまず上げていくということからブランド化を図っていくべきじゃないかなと思いますけれども、そういったことはどういったお考えをお持ちでしょうか。

○木下信博農業振興課長

いちごさんのPRについてどのようにされてるのかということの御質問だと思います。

いちごさんのPRにつきましては、日本のトップブランドまで持っていけるようにと佐賀県とJ Aさの協議会でプロモーション、販売促進活動が行われています。発売2年目の今年度も、まずはいちごさんを知ってもらうようにテレビ、新聞などのメディアに向けた活動や首都圏での試食、販売などのイベントを計画されているようでございます。また、現在、公式ホームページが開設されておりまして、凛と美しい色と形のいちごさんが映し出されています。今後はSNSなどでも情報発信を行い、いちごさんが全国の消費者の皆さんに愛され、食されるイチゴとなるよう、さまざまなアイデアや工夫を凝らしていかなければならないと考えております。

以上でございます。

○井崎好信議員

先ほど私が申しましたように、トップブランドになるためにはそういったPR活動をしっかりしていただく必要があるというふうに思います。

あまおうが福岡県ではイチゴのブランドとして非常に全国的に有名なわけですが、生産者に聞くと、やっぱりそういうブランド力ですと、ブランドネーミングですとというふうなことも聞くわけでございます。しかしながら、いちごさんにつきましては味も色も形も保証つきでもございますので、消費者に食べていただいて、認知度を上げていくということが一番じゃなかろうかと思っておりますので、PR活動をよろしくお願ひしたいというふうに思います。

トレーニングファームもいちごさんでの研修となっております。もうすぐ植えつけが9月の中旬ぐらいから始まるわけでございますので、本格的なトレーニングファームの研修も始まるというふうなことで、ことしもぜひ好成绩でイチゴができますように期待を申し上げて、ここで2点目を終わりたいというふうに思います。

3点目に入りますけれども、今年度の大豆の栽培におきましては、播種時期でございます7月10日前後に大雨が振りまして発芽不良というふうなことから、一部まき直し等もあつてる状況かというふうに思います。そしてまた、その後の8月下旬の大雨というふうなことで、一部黄色く変色をして湿害等も出ている状況かというふうに思います。

そこで、伺いますけれども、大豆の収量アップなり、あるいは排水対策というふうなことで、額縁明渠といたしまして、額縁がありますが、その圃場のあぜ端ですね、四隅を溝を幅25センチ、深さ20センチから25センチ掘りまして、排水対策をした額縁明渠をした圃場には反当2,000円の補助金の交付があるというふうなことでございます。先ほど申しましたように25センチから深さ20センチを掘るためには機械力に頼らなくちゃいかんわけでございます。溝掘り機というのが今売り出されております。こういった事業を推進するためには溝掘り機が必須でもございます。この溝掘り機の助成ができないかというふうなことをまずお伺いをいたします。

そしてまた、施工されました面積の申請がどのくらい出ているのか、支所単位で資料をお願いしますというふうなことでしてございましたので、その説明とあわせてお願ひしたいと思っております。

○木下信博農業振興課長

大豆の収量アップと排水対策というのを目的で、額縁明渠という施工に対する交付金を今年度から経営安定対策の一つのメニューということで取り組みを行っているところでございます。

本年度の取り組みの面積についてでございますが、議員から事前に資料の要求があつておりますので、資料のほうから説明をいたしたいと思っております。

表の最上段からJA支所名、支所内の水田面積、そしてその内数として大豆作付面積、またその内数として額縁明渠の申請面積ということであらわしております。

額縁明渠の申請面積では、白石支所が16ヘクタール、六角支所が12.9ヘクタール、北有明支所が32.2ヘクタール、須古支所が22.6ヘクタール、福留支所が15ヘクタール、南有明支所が49.5ヘクタール、錦江支所が73.8ヘクタール、竜王支所が11.6ヘクタール、有明干拓支所が17.3ヘクタールとなっておりまして、全体で250.9ヘクタールということとなっております。

なお、この面積につきましては、9月3日現在の数値となっております。今後数値の増減というのが生じる可能性もございますので、その辺につきましては御了承のほうよろしくお願いいたします。

事業の推進のために専用の溝堀り機械の導入へ助成ができないかという御質問でございます。

御存じのとおり、現在本町では米、麦、大豆の生産に係る機械などの導入に対しましては、国や県の補助事業を活用しながら支援を行っているところでございます。

御質問の溝堀り機械につきましては、県の単独事業にあります排水対策用機械ということに該当をいたしまして、導入というのが可能ではございます。しかしながら、この事業主体として集落営農法人のみが対象ということとなっております。また、導入費用につきましては、50万円以上の機械が対象ということになりますため、溝堀り機械の機種によっては対象とならない機種もあるかと思えます。また、認定農業者などの個別担い手農業者につきましては、国庫補助事業での導入が可能ではございますが、採択要件であります各種取り組み事項はクリアをしてポイントをとるというポイント制になっておりまして、近年では採択が非常に厳しい状況ということとなっております。いずれにしても、事業要件に該当される農業の方につきましては、機械導入に対する補助事業を有効に活用いただければ幸いと思っております。以上でございます。

○井崎好信議員

資料から見ましても、140.5ヘクタールに対して250.9ヘクタールということで、今年度は26%ぐらいが申請をされてるかなと理解するわけでございます。特に不耕起播種でした場合が土寄せがなかなか機械ではできないというふうなことから、こういった額縁名渠を多く施工されたというふうに思っております。

反当2,000円というふうなことで生産組合長さんのほうで調査をされて、自己申告をされて、そしてまた確認をされるのか、その組合長さんだけの自己申告でいいのか、あるいは振興課のほうで確認をされるのか、そしてまた確認をされません場合にそういった基準に満たないといえますか、溝堀り機で掘ったところは基準どおりの溝堀りがなされてるかと思えますが、通常のカルチかあるいはトラクターカルチなんかで浅くただひたひたというふうなことでの圃場も見受けられるかなということもございまして、その辺のところはどういった対応をされるのかお願いいたします。

○木下信博農業振興課長

まず初めに、額縁明渠の確認はどのようにされるのかという御質問だったと思えます。

先ほど申し上げましたとおり、申請面積が250ヘクタールと非常に広いわけがございまして、実際確認をいたします。しかしながら、農業振興課の職員だけではなかなか手が回らないということもございまして、現在、各課の職員さんのほうに応援をしていただいて、一緒になって申請面積全ての箇所につきまして確認をすることとしております。

それともう一点、額縁名渠の基準というのがある、これをクリアしてないと交付金は出ないのかどうかということだったと思います。

額縁明渠の溝の深さにつきましては、おおむね20センチということをお願いをしているところでもございますけど、最終的には額縁で溝堀りされたところから排水先の田面排水口といいますか、排水先のパイプのほうに流れていかないといけないということもございまして、排水先のパイプ高さというとも浅いところ、深いところいろいろまちまちのところもあって、私どもとしましては排水パイプのほうに流れていくように到達されていけばクリアされているものということと判断をしたいと思っております。

以上です。

○井崎好信議員

面積が250町歩に及んでるというふうなことから、到底振興課だけでは対応できないということで、各課の応援を受けて確認をすると、そういうことで確認をいたしていただきたいというふうに思います。

本来は20センチという深さは水口よりも本当は深いはずなんですよね。しかしながら、水口までぐらいは認めるというふうなことでの答弁だったかと思っております。この辺ではそういった形で少ない面積でも、少ないといいますか、大豆の面積に対しては26%ぐらいというふうなことから、そういったことでもいいかと思っておりますけれども、これは継続事業だというふうに思いますので、来年度につきましてはある程度の基準どおりのことで確認をしていただきたいと。そういったことになりますと、やはり溝堀り機というのが必要になってくるかというふうに思います。

先ほど課長の答弁でも、さかの米・麦・大豆競争力強化対策事業の中で50万以上というふうなことでございましたけれども、50万以上の溝堀り機もあるそうでもございますので、いろんな型がですね、そういった50万になるような機械を対象にいたしたところでの助成を来年度は県のほうにも要望していただきたいというふうに思います。そしてまた、個別ではなかなか難しいわけがございしますが、集落営農法人化も8割程度はもうなされてる状況でもございますので、対象になるかというふうに思いますので、来年度は県のほうにもそういった助成の要望をお願いしたいというふうに思います。100ヘクタール前後の大豆が年々栽培をされてる中で、こういった推進をすることによって大豆の作柄もよくなるというふうなことでございますので、お願いしたいというふうに思います。

4点目に、新規就農者を支援する目的であります国の農業次世代人材投資事業の今年度の予算が2018年度よりも12%減額、20億円以上の減額というふうなことで、非常に全国の自治体が混乱をしてるというふうなことが農業新聞にも掲載をしてありまし

た。本町に影響があるのかどうか、その辺をお尋ねしたいというふうに思います。

○木下信博農業振興課長

本町では、所得の不安定な就農前後の新規就農者などを支援するため、国庫事業であります農業次世代人材投資事業を実施しています。この事業は、前の名称で言いますと青年就農給付金事業ということで言っていたものでございます。

この事業は、農業技術や経営ノウハウの習得のための研修に専念する期間に150万円を最長2年間交付する準備型といいます。それと、経営が軌道に乗るまでの間に最大150万円を最長5年間交付する経営開始型の2本立てということになっております。いずれも年齢要件とか独立自営就農などの一定の要件がございますが、本年度から年齢要件が原則45歳未満から50歳未満に引き上げられておりまして、事業対象が拡大ということとされております。

そのような中、8月15日の日本農業新聞によりますと、本年度の国の予算は約154億7,000万円で、昨年度と比較しまして20億円以上の減額ということで報じられております。このようなことから、佐賀県では要望していた額より少なく内示をされたことから、各市町のほうに説明をされ、現在の交付決定では上半期分の最大75万円については全員に交付することとし、残りの下半期分を就農1年目の対象者の方には満額、2年目以降の対象者の方の分の残額につきましては、今後、都道府県間での調整が行われるということだそうでございます。

本町につきましても、佐賀県からの内示を受けまして、対象者24人全員に対し、上半期分の最大75万円の交付を行ったところでございますが、このような状況を踏まえ、県のほうに交付金要望額調書を提出しておりまして、追加配分につきまして強く要望をしたところでございます。

以上でございます。

○井崎好信議員

上半期の分を満額交付をして、あと就農1年目の対象者には下半期も満額、2年目以降については残額については県で調整が行われるというふうなことでございます。ことしから45歳未満から50歳未満まで交付が拡大されたというふうなことから、今後またふえていく可能性もあるわけでございます。

本町は、準備型と経営開始型があるわけでございますが、経営開始型150万円の5年間というのが一番多いかというふうに思います。今回いろいろな要望活動をしながらい県でも調整が図られていくということでございますが、もしこの全額ことし交付がされなかったということになればどういった対応をされるのか、その辺をお伺いをいたしたいと思います。

○木下信博農業振興課長

先ほど答弁いたしましたとおり、交付金につきましては国から県へまず配分されるということとなっておりますので、当然本町のみならず県全体の市町の影響も出てくるかと思っておりますので、特に県との調整ですね、十分な協議というのを行って、

満額交付をしていただけるよう努力をしていきたいということで考えております。
以上です。

○井崎好信議員

いずれにいたしましても、新規就農者に対するこの交付金は経営資金として頼みの綱であるというふうに思います。ぜひとも要望していただきまして、県も国のほうに要望をしていただきまして、満額交付ができるようお願いをしたいというふうに思います。

それでは、5点目でございますが、本町のどの地域、福富、白石、有明もでございますが、農業基盤整備事業、いわゆる圃場整備事業から30年、40年もたっておりまして、地盤沈下対策事業で整備をされました水路が法面の崩壊なり、あるいはカマチの崩れ、そしてまた水路の汚泥の蓄積等が多く見受けられるところかというふうに思います。これから施設の機能保全なり、あるいは維持管理に多額の費用を要するというふうに考えますけれども、この対策をどのように検討されているのか、その辺をお伺いしたいと思います。

○笠原政浩農村整備課長

現在、白石町内には地盤沈下対策事業によりまして整備された水路が94路線、延長にいたしまして約162キロメートルございます。県営である地盤地下対策事業につきましては、昭和51年度から施工が開始されまして、古いところでは約四十数年を経過しております。これまでに法面やカマチの崩壊、泥土の堆積など機能が低下した水路が多数見受けられたというふうなことから、機能が著しく低下したところや幹線的なところにつきましては、県営地盤沈下対策事業のほか、国あるいは県の補助事業などによって整備補修を行い、機能保全を図ってきたところであります。

今後、水路の施設の機能保全と適切な維持管理につきましては、水路の整備補修の主要事業でありました県営地盤沈下対策事業が昨年、平成30年度をもって事業を完了いたしましたため、現在県と協議を行い、計画的な対応策を検討しているところですが、機能の低下が原因で用排水に大きく影響が出ているところなど、緊急度が高く、早急な整備が必要になったところにつきましては、土地改良区や地元などと調整を図りながら、これまでどおり県の補助事業等を活用して随時対応していきたいというふうに考えております。

以上です。

○井崎好信議員

今までも新明、新拓とか下のほうが汚泥の蓄積等もあったというふうなことから、ずっと県営事業で整備が進められてきているかというふうに思います。この県営の地盤対策事業が30年度をもって終了したというふうなことでございますが、まだまだ、冒頭申しましたように、そういったところが多く見受けられるわけでございます。今までももちろん緊急度といいますか、優先順位をつけられて整備をされてきたかと思いますが、30年度は1次だと思えます、あと2次、3次というふうなところで県にも、

これは国の農村整備事業の予算をつけていただかないとできない事業、県単独ではできない事業というふうに思いますけれども、今後そういった費用が多く考えられるわけですが、県にもそういった状況を踏まえて要望書を町としても出すというふうなことも考えられるかと思います。その辺はいかがでしょうか。

○笠原政浩農村整備課長

先ほども申しましたとおり、県のほうと今後の維持管理等につきまして、現在どんな事業で取り組んでいったほうがいいのかというのも協議を行っているような状況でございます。そういった中で、地元負担が軽減できるような方法等を県のほうにも要望をしていったほうがいいのかというふうにも考えております。そういった意味でも、今後そういった状況になれば要望書を提出するというふうなことも含めて検討してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○井崎好信議員

そういうことで県のほうにもしっかりと要望をしていただいて、解消できるようによろしく願いをいたします。

次に、2項に移らせていただきます。空き家バンクについてでございます。

初めに、空き家の所有者に対しまして、空き家バンク事業の内容を周知したらというふうなことでございますが、この件につきましては6月の議会にも取り上げまして、そのときは6月は集合税が納付されるというふうなことから固定資産税も一緒に納付されますので、その折にこの空き家バンク事業の事業内容を一緒に同封したらどうでしょうかというふうな提案を申し上げましたが、そのときには納付書は機械で封緘してるから無理がありますということで、今後各課と連携をして検討をしていくというふうな答弁をいただいておりますので、その後どうなったのか、その辺をお伺いしたいと思います。

○久原浩文税務課長

3月議会の一般質問だと思います。3月議会の答弁につきましては、税務課のほうから行っております。まず、私のほうから答弁をさせていただきたいと思います。

議員おっしゃるように、空き家バンクの周知で固定資産の課税明細と同封する、納税通知、6月にその空き家バンクの周知のチラシと同封したらということで、関係各課という形で御答弁をさせていただいております。

本年6月の納税通知書等に同封することはできませんでした。周知用のチラシが封筒に入り切れないという部分とかありまして同封することはできませんでした。企画財政課とも協議をしてる中で、今後同封可能な他のチラシ、例えば納税通知書等の見方のチラシの一部スペースを利用して、空き家バンク事業の周知の掲載をして、全ての納税義務者の封筒に同封できないか企画財政課と協議をしている状況です。実際、全ての納税義務者に同封するというのは、町が把握している空き家所有者の方のみだけでなく全世帯に空き家バンクの周知を図っていく必要があるんじゃないかと、登

録を推進する必要があるんじゃないかという形で企画財政課と話しながら、全世帯に入れたらどうかという形で協議をしている、6月の納税通知の同封につきましてはそういう形で考えているところでございます。

以上です。

○井崎好信議員

4月は異動の時期というふうなことで、税務課長も4月からの赴任と、関係課もいろいろと新しく赴任をされたというふうなことから、忙しかったというふうなことで今になって協議をしてる状況というふうなことかと思えますけれども。

一部スペースを利用してというふうな答弁をいただきました。あるいはまた、この空き家バンクの事業の周知は全世帯でもいいじゃないかと。私もそれが一番いいかと思えます。そういったことで所有者だけじゃなくてそういう理解を得ながら、今後また空き家バンクというのはふえていくと思えます。核家族あるいは高齢化、子供さんが家があって、今は御両親あるいはひとり親高齢者で住んでおられて、もう息子さんが外に出て、娘さんも嫁いでおられて、もう帰ってくる意思がない、外に家も建てられたというのは、もし亡くなられたというふうなことになれば空き家ということが発生するわけでございますので、こういった事業を本当に全戸に周知されたらいいかというふうに思います。

そういったことでもございますので、全戸配布するとなれば来年の6月の納付時期になるのか、あるいは単独でも私はいいかとも思いますが、所有者というのは登記簿からなり、あるいは固定資産税の納付の記録からなり住所もわかると思えますけれども、それは単独でやるのか、もう納付時期にスペースをとってやるのか、その辺はまだ検討されてないということですか。

○久原浩文税務課長

税務課でございますので、来年度の6月の納税通知、固定資産税の課税明細書が同封されますので、その時期というのは非常に空き家バンクの周知のチラシの同封は有効な手段だと思っておりますので、その辺については前向きに来年6月にそういったスペースを使ってとか、ほかにまた方法はないのか企画財政課のほうとまた協議をしたいと思っております。

現に町が把握している空き家については、税務課が答弁するわけではありませんけれども、税務課としては今把握している分についての所有者に関しては、例えば納付書のほうに同封するとかというのは考えていないところでございます。

以上です。

○木須英喜白石創生推進専門監

空き家バンク事業の周知に関して、単独でもというお話でございました。確認のために、今現在、空き家バンク事業の周知についてどのようなことを行っているかということについて御報告を差し上げたいと思えます。

町内にお住まいの方については、町報や行政放送、こういったところで随時、4月

であったり1月でございますが行っている状況です。また、町外にお住まいの方については、ダイレクトメールなどでお知らせは特別行っておりませんが、空き家バンク開始前にお問い合わせ等をいただいた方には直接御連絡を差し上げたところがございます。空き家バンクにつきましては、サイト自体が情報発信の役割を担っておりますので、周知の意味も含めて今後も引き続き情報発信を行ってまいりたいと思います。単独でということではございましたが、いろんな町から住民の方にお知らせする機会がございますので、有効的な手段があればそういったものを検討していきたいというふうに考えます。

以上です。

○井崎好信議員

町内にはそういったことで周知の方法をいろいろとっておられるかと思いますが、問題は所有者につきましては町外だろうというふうに思います。空き家バンクのサイト、ホームページ等にも載せられておりますけれども、見られる方ばかりいらっしゃいませんので、町外を含めて、いろんな方法を使って、スピード感を持って対応をお願いしたいというふうに思います。

それでは次に、2点目でございますが、空き家バンクに登録をできない、危険空き家も含めて空き家も多く見受けられるかと思いますが、空き家バンクに登録できない物件においては空き地バンクとして取り組むことができないか、そうすることで住宅等を新築したい人が宅地として購入することでスムーズに行くのではないかというふうに思います。いかがでしょうか。

○木須英喜白石創生推進専門監

空き地バンクの取り組みをということでございました。

住居に活用できない空き地等の取り扱いにつきましては、今後、町内の関係各課の職員で構成しておりますが、空き家等対策検討委員会、また外部有識者で構成し、法定協議会である空き家等対策協議会の中で協議していく予定であります。空き家等対策協議会につきましては、まだ発足はいたしておりません。

町として、そのような物件に対し、所有者へ解体を依頼される可能性が高いと、また既に空き家等を解体し、更地にされている箇所もあることなどから、空き家バンクの対象に空き地を追加して、空き家空き地バンクとするということを今現在検討中でございます。

以上です。

○井崎好信議員

空き家対策検討委員会等で空き家空き地バンクとしても検討していると、今結構な答弁をいただきました。

空き地も今見受けられるかと思いますが、住宅の空き地ですね。そしてまた、特定空き家の解体を今まで3戸されたかというふうに思います。そういったことで、この取り組みを空き地バンクもされると、危険空き家になるような空き家が解体費用も捻

出されるといいますか、解体をしたら更地になるけん、じゃあ空き家バンクとして登録のつくけん、幾らなりとも解体費用に充てらるっですよというふうなことから、解体を促せるというふうなこともメリットとしてあるかというふうに思います。

検討しているというふうなことでもございますが、4月からは付随する農地も下限面積を変えられまして、農地まで登録できるようになったわけでございますが、検討委員会のほうでもなるべく早い時期、これもスピード感を持ってやるというふうなことで、どういった時期にこの取り組みができるのか。例えばもう来年の4月からできますよというふうなことで、もうある程度期限を決めてそういったことは取り組みをしていただきたいと思っておりますけれども、その辺はいかがでしょうか。

○木須英喜白石創生推進専門監

時期ですね、できるだけ早くというふうなことでもございますが、これも中身について今現在精査中でございます。解体の後押しができればということで、登録いただいた物件については助成金を出しますよと。その金額とか解体にできるだけ助成ができればというふうに思いますが、そういったところとか、あと登記ができてるかどうとか、先ほど申されました農地、付随してるとかですね。あと問題として考えていますのが、更地になって住宅を建てますということで助成金をもらわれても、何年までに建ててくださいとか、そういった細かな制約がいろいろ考えられますので、そういったことを今精査中でございます。また、予算を伴うことでもございますので、早ければ来年の当初予算のほうに上げたいと思っておりますが、今のところその時期が断言できないような状況でございます。

以上です。

○井崎好信議員

そういうことで、スピード感を持ってお願いしたいと思っております。

一つ農業委員会局長にお尋ねでございますけれども、宅地の空き地もあるかと思いますが、宅地じゃない場合、あるいはもう雑種地にしてあるとか、そういったところもあるかというふうに思います。宅地の場合は、すぐもう住宅も建てられるわけでございますが、宅地やったらすぐ新築もできますね。しかし、農地を買って、宅地を建てられるというのが結構見受けられるわけでございます。そういった場合には、もう農業振興地は農振除外なりそういった転用が必要になるわけでございますが、その辺の転用の期間といえますか、いろいろケース・バイ・ケースがあるかと思いますが、そういった転用をする期間はどれくらい必要でしょうか。

○久原雅紀農業委員会事務局長

お尋ねの件ですが、一般的に要件が整っておる場合には転用の申請を毎月20日をめぐりに農業委員会のほうに提出していただいております。その申請につきましては、翌月の5日を基準として開催する総会において審議をいたします。要件が整っておるということを申し上げましたが、その審議の結果、許可相当ということで本町の農業委員会として決定をいたしましたら、そのまま知事に進達をしている状況です。佐賀県

においてその内容でまた審査をされ、その翌月の上旬から中旬をめどに許可証の発行ということで、工事とかにかかっているというふうなことになるのが一般的な期間でございます。おおむね約2箇月弱ぐらいがかかっている期間かと思えます。

議員おっしゃいました農業振興地域の件でございますが、白石町につきましては農地面積のその多くが白石町が定める農業振興地域整備計画における農用地区域とされた区域内の農地が多うございます。この農用地区域につきましては、指定したその土地につきましては農業上の用途区分で定められており、原則としてその用途以外、農業以外の目的に使用することはできません。これをやる場合には農業地域からの除外が必要となってまいります。これにつきましては、農業振興課のほうでやっておる手続でございますが、書類の期間といたしましてはおおむね半年から1年の期間が要されてるみたいでございます。そこまで含めて農地転用ということになれば1年半とかという期間が、そこまではかからんにしてもかかるケースも出てこようかと思えます。

以上でございます。

○井崎好信議員

先ほど局長からも答弁がございましたように、この転用の申請、ケース・バイ・ケースで振興地域でない場合は2箇月程度、あるいはもう振興地域でありますと半年から1年というふうな期間を許可証を得るまでに要するわけでございますので、こういった空き地バンクの取り組みというふうなことから、そういった建築までの期間が短くなるというふうな、そういったメリットがございますので、そういったことも含めてこういった空き地バンクという取り組みをしていただいて、そしてきのうも川崎議員からも質問がございましたが、そういったことが人口減少に歯どめをかけるというふうに思いますので、よろしく取り組みをお願いいたします。

これをもちまして私の一般質問を終わらせていただきます。

○片渕栄二郎議長

これで井崎議員の一般質問を終わります。

暫時休憩します。

10時27分 休憩

10時45分 再開

○片渕栄二郎議長

会議を再開します。

次の通告者の発言を許します。溝口誠議員。

○溝口 誠議員

公明党の溝口誠でございます。

去る8月27日から28日、令和元年8月佐賀豪雨災害、お亡くなりになられた方々へお悔やみを申し上げます。また、被災された方々へのお見舞いを申し上げ、一日も早い復興を願います。

質問事項に入る前に議長にお願いですが、今回通告の災害に強い環境整備について、1項目の前に今回関連します豪雨災害の経過、対応について伺うことを許可いただきたいと思ひます。

平成30年度には西日本を中心に豪雨がございました。これは、広域化しまして、岡山、広島、四国、九州という広域にわたっての大災害でありました。これは今までになかった災害の規模でございまして、こういう災害が今後も起こるであろうということが予測をされておりました、私も8月26日に今回9月の一般質問の通告をいたしまして、内水、外水氾濫について通告をいたしまして、何とその2日後の28日未明にこのような大災害が起こるとは想像もしておりませんでした。そういうことで、今回の豪雨災害に伴う対応、経過並びに状況の報告をお願いいたします。

○松尾裕哉総務課長

まず、災害対応についてでございますが、27日午前9時44分、大雨警報の発表に伴いまして、災害対策連絡室を設置をいたしまして、警戒に当たっておりましたが、降り続く降雨によりまして土砂災害の危険が高まりましたので、同日午後4時55分に町内山間部を対象に警戒レベル3、避難準備・高齢者等避難開始を発令をいたしました。その後、土砂災害警戒情報の発表等によりまして、午後9時5分、山間部1,151世帯、3,456人に警戒レベル4、避難勧告を発令いたしましたところでございます。勧告発令後も断続的な降雨が続きまして、翌28日午前4時27分、記録的短時間大雨情報が発表されました。また、午前5時51分には大雨特別警報が発表されましたことから、同時刻、今度は町内全域7,684世帯、2万3,035人に避難勧告を発令しまして、避難所につきましても当初の3箇所から7箇所に増設し、避難者対応に当たったところでございます。

避難の状況でございますが、最も多かったのが28日午前9時の時点でございまして、避難所7箇所合計で231名の避難者があったところでございます。

町内におけます被害状況についてでございますが、さきに申し上げましたとおり町内各所で家屋、道路等の大規模な冠水被害が発生をいたしまして、町内道路網が至るところで寸断される事態となりました。山間部におきましても、特に須古地区を中心に土砂災害が数箇所発生をいたしまして、住家や農舎の倒壊等も発生をいたしております。そのほか土砂により道路が寸断された箇所もございまして、迅速な復旧が必要となっております。

町といたしましても、被災された方の一刻も早い復旧を願いますとともに、全力で被災者の支援と被害箇所の復旧を行うよう努力をいたしたいと考えてるところでございます。

以上でございます。

○溝口 誠議員

8月27日の15時3分、洪水警報が発令されまして、特に白石町では塩田川、六角川両川が取り囲んでおりますけれども、特に六角川でございまして、外水氾濫、これは堤防から越えた越水や堤防決壊による浸水を外水氾濫と申します。このとき洪水警報が発令されて、0時をまたがりまして28日になりまして、実は牛津川で2箇所堤防が決

壊はしませんでしたけれども越しました。そして、警報が出ましてですね。この警報ですけれども、まず洪水注意報、これはレベルでは注意2でございます。しかし、今度は氾濫になります、氾濫の警報が3、氾濫危険情報が4、氾濫発生情報が5という段階で、この3から4、5というのはこの洪水警報の中に入ります。そういうことで、特に牛津川においては氾濫発生情報ということで危険5でございました。本当に危ない状況でございます、その中で28日の5時51分に大雨特別警報、避難勧告が白石町でも出まして、2,684世帯、2万3,035名に勧告が出ました。避難された方が231名ということでございます。

私は30年9月にもこの豪雨災害に対して質問をしまして、特に六角川に関しては町長のほうにもお願いして、気象台長とか河川事務所長より直接にホットラインで連絡があるという確約をとっておりました。今回の災害でそういう対応があったのでしょうか。

○田島健一町長

今回の災害においてもホットラインがあったのか、そういった状況についての御質問でございます。

今回の豪雨につきましては、本町におきましてもこれまでの記録を超えるような降雨でございまして、道路冠水、土砂災害、家屋また田畑の浸水など甚大な被害が発生いたしました。日ごろからこのような有事に備え、国、県、気象台などと防災関係機関とのホットラインの構築を行っておるところでございます。

今回のホットラインの状況でございますけれども、まず28日午前4時42分に武雄河川事務所長より私の携帯に連絡がございまして、武雄市の記録的短時間大雨情報発表や潮見橋の水位が危険な状況にあるとの連絡を受けました。また、午前4時55分には気象台長より携帯電話のほうに連絡がございまして、県南部の降雨が非常に多く、武雄、白石の降雨が100ミリを超えているとの情報提供を受けました。その約1時間後の5時47分に再度気象台長から電話がございまして、白石町に大雨特別警報の発表を行う旨の事前連絡と非常に危険な降雨の状況である旨の連絡を受けたところでございます。その連絡から4分後の5時51分に白石町に大雨特別警報の発表となった次第でございます。特に今回のような一刻を争うような災害が発生した場合には各関係機関との密接な情報共有が必要不可欠であると痛感したところでございます。

以上でございます。

○溝口 誠議員

的確な連絡等があったというお話でございます。

それでは、六角川の水位の状況について伺いたいと思います。

○松尾裕哉総務課長

六角川の水位の状況でございますが、今回の豪雨災害の中で地元水防団でも河川や山間部の巡視、それと避難対象地区への避難呼びかけなど、団長の指揮のもと、懸命な水防活動を実施をさせていただいております。

その中で、大雨特別警報の発表がありました28日午前6時ごろにも六角川の巡視をしていただいております。そのときの水位状況について、水防団から私ども事務局のほうへ現地の写真を送っていただきました。そこで河川水位の確認を行ったところでございます。そのほか事務局において、国土交通省武雄河川事務所のホームページ等によります水位及び河川カメラの状況、また河川事務所からの連絡等により水位の確認を行うなどの情報収集を行っております。

今回の大雨の中で一番降雨があった時間帯と満潮が重なる時間帯でありました28日早朝ごろの六角橋付近の水位状況でございますが、堤防高4.5メートルに対しまして1.85メートルほど下の水位でございましたので、通常より若干の増水があつておつたと思いますが、危険を感じるような水位ではなかったということで確認をいたしております。

以上でございます。

○溝口 誠議員

氾濫をするような水位ではなかったということでございます。

実は私もあくる日、29日の日に、白石川の樋門がございまして、その近くの堤防に行きましたところ、堤防の草を1週間ぐらい前に刈ってありまして、ちょうど草の残渣がいっぱい残ってる。そこの堤防を見に行ったら、内側がちょうどその草の残渣がきれいに一直線に横に線を引いて、それはそこまで水が来たという証拠でございます。私が堤防の内側に立ちましたところ、外を見ると景色が見えました。私の身長は1メートル65でございます。完全に堤防の外が見えました。少ししゃがんで堤防の高さに目を合わせたときにちょうどその高さになりました。ということは、1メートル弱ぐらいでもう堤防を越すというところまで水が来たということでございます。正式にはかかったわけではございませんけども、大体そういう感覚だと思います。そういうことで、堤防の高さからいけばかなり、平地からすれば水位が大体4.5メートルから5メートル近くの水位だったと思います。もしこれが決壊をすればどうなるかといえば、もう民家の1階は確実に沈みます。下手をすれば2階まで行く高さでございます。

そういうことで、先ほど言いました牛津川では越しまして、決壊はしませんでしたけども、もし六角川が決壊をしておれば、大町、武雄市であったような水害以上の被害になっていたのではないかなという思いでございます。それを見たときにぞっとしました。本当に決壊しなくてよかったなとそういう安堵の思いです。

そういうことで、特に先ほどホットラインとかのお話ございました、対応についてもお話ございました。今回の豪雨は夜中でした。ちょうど日にちが変わる前から降って、日にちが変わってから明け方にひどく降りまして、避難勧告を出されて、避難を指示されて、231名という方が避難をされました。そういう意味では非常に少なかったというのはいたし方ないと思います、夜中でした。そういうことで、夜中の豪雨で対応が本当にこれでよかったのかなということを伺いたいと思います。

○松尾裕哉総務課長

今回の豪雨災害にとりまして、これまでの災害対応の中で今後の検討事項、それか

ら課題等について私どもも検証をしておる最中といたしますか、かかったところでございます。また、町内山間部への避難準備情報につきまして、避難勧告から町内全域への避難勧告と順次避難情報を発令したわけでございますが、大雨により山間部等はかなり土砂災害の発生が懸念される事態でございました。

そこで、防災無線での呼びかけ、それから緊急のエリアメール、また消防、警察など現地での直接の避難の呼びかけなど、さまざまな伝達手段で情報発信を行ったところでございますが、町民の皆様には避難情報、特に避難勧告、避難指示など段階ごとの危険性をどのように認識をしていただくかということが今後の課題として検証しているところでございます。

なお、避難所につきましても、最終的に7箇所の指定避難所を設置をいたしました。避難状況の把握や避難者への食事の対応、またペットを連れて避難できるかなどの相談もございました。さまざまな検討課題についても今後検証してまいりたいと思います。

また、現段階で町内で発生をいたしております土砂災害への対応、さらに冠水に伴います災害ごみの収集、それから冠水家屋の罹災証明発行など、災害に係るさまざまな事後対応を現在行っている段階でございますので、その部分につきましても今後検証をしてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○溝口 誠議員

当町においては災害はありませんでしたけれども、今回の状況は本当にいまだかつてないような状況でございます。これを最大に教訓にさせていただきたいと。今までの水害とかいろんな災害の基準じゃなくて、今回の災害は一步手前です。最大級の被害はなかったけれどもこの状況だったと思います。これを最大限に生かして、検証をしていただきたいということでお願いをしたいと思っておりますので。

それから、通告の1点目でございます。

外水氾濫対策のための六角川上流に調整池が整備される旨の報道がっております。その事業における本町の効果について伺いたいと思っております。

これは、新聞にも載ってございましたけれども、豪雨時の浸水半減ということで武雄市東川登町にある採石場のくぼ地を六角川の洪水調整池として浸水被害を軽減する事業が始まる。調整池整備は2012年から始まりまして、河川整備計画に初めて盛り込まれました。約9年前ですね。そして、計画期間は約30年間ということで、運用されるのは2042年でございます。あと22年後に完成ということになります。この事業における本町の効果について伺いたいと思っております。

○喜多忠則建設課長

今の溝口議員の話の復唱になるかと思いますが、私どもの中で河川事務所からの報告を申し上げます。

先ほども申されましたとおり、武雄市の東川登町にある採石場のくぼ地を利用して、六角川の洪水調整池として洪水を一時的に貯留することによりまして、河川

の水位を低下をさせ、堤防決壊等による外水被害、いわゆる川の堤防が決壊いたしまして、陸地側に川の水が浸入し、洪水を起こすことが外水被害というものでございます。このリスクの低減とまた内水被害、これについては川への排水が悪化しまして、堤防の内側の建物や道路、農地が浸水するのの軽減を目的に今年度から着手すると聞いております。

先ほども言われましたとおり、事業の規模、内容といたしましては、広さ約16ヘクタールのくぼ地に満水時の深さ50メートルから60メートル、貯水容量としては350万立方メートルから450万立方メートルの調整池を整備する計画だと聞いております。この六角川洪水調整池の整備は河道のつけかえ、流入施設の整備、調整池の整備の3段階に分かれておりまして、先ほども申されましたとおり、全体事業計画は約30年間の長期継続の予定であるとのことであります。

その事業における本町への効果についてのお話をせろという話ですが、調整池の実際の整備はまだこれからということでもございまして、全体的な効果の概要は武雄河川事務所からは示されております。おおむね30年、また10年に1回程度発生をする規模の洪水に対処するための基本方針規模は示されております。調整池の整備後の漠然とした効果がうたわれていることも事実でございますが、本町への効果についてはまだはっきりとは示されておられません。

以上でございます。

○溝口 誠議員

河川事務所ではこの調整池ができた場合のシミュレーションができております。30年に1度の洪水があったとき、それからまた100年に1度のシミュレーションが書かれています。昭和55年に大水害がございました。それを一つの大きな基準にして策定をしてあると思います。30年に1回、100年に1回ということでもかなりそういうシミュレーションもされて、豪雨時には浸水、この流域ですね、今回の水害は武雄市、北方それから江北町それから白石町、この流域ですね。このシミュレーションをされて、半減をするということで、この採石場を貯水池として整備をするということでございます。そういうきちとしたデータのもとで国は予算もつけ、事業に取り組んでおります。あと22年先でございます、22年間スパンがございすけども、この国の事業の中で、じゃあ白石町としては国の事業とあわせてこの外水氾濫にどのように対応していくのか、あわせてどういう考えがあるのかお伺いしたいと思います。

○喜多忠則建設課長

先ほどの外水氾濫の本町としての対策ということの取り組みについての質問かと思いますが、外水氾濫対策とは、簡単に申し上げれば川の中の水が私たちの住む土地へ浸入することをいかに防ぐのかということであります。

この対策の中でも重要な堤防のかさ上げなどの整備につきましては、本町にかかる六角川の河川区間は本年度で一応終了するということを聞いております。まずは外水氾濫の危険性は今までよりも少なくなったと思っております。

また、外水と内水の境につきましては、本町の六角川沿いには大小合わせて樋門、

樋管が22箇所、また7つの排水機場や、その他ほかに小さなポンプ施設がございます。その管理や操作をいただいております操作人の皆様には、大雨時などは昼夜問わずして操作などの作業をしていただいております。六角川河川は御存じのとおり潮の干満差の影響を受け、また上流に降った雨で河川水位が上昇するなどして、自然排水やポンプ運転の排水調整では大変な御苦勞をおかけしております。これは言うまでもなく、六角川水系に限らず、塩田川水系や有明海に面した直接通ずる只江川や福富川なども同様なことではございますが、操作員の皆様方には大雨時などには大変なお骨折りと御心痛をおかけしております。

今後においても、私たち六角川河川の中流や下流に住む者にとって、上流から流れ込む水をいかにしてスムーズに河口の有明海に流すことが大きな課題でございます。このためには堆積土砂の除去や河川の拡幅など、河川の水位の上昇を防ぐ方策など、国の武雄河川事務所を初め関係機関に協議を重ねながら、要望または要請をしていかなければならないと考えております。

以上でございます。

○溝口 誠議員

この調整池ができるまで20年近くかかりますけれども、その間に先ほどポンプが7基でしたね、それから樋門が22箇所あるということで、これもいろんな形で老朽化もしていくし、改善もしていかなければいけないと思います。そしてまた、ポンプ数がこのままでいいのか、ポンプ場はいいとしてもポンプの1箇所の数がこれでいいのかとか、そこら辺もしっかり今後町としましても検討していただきまして、この調整池ができた暁には、この外水氾濫に関してはもうある程度めどというんですか、一応安心できる体制がこの20年間でできましたよというものをつくり上げていかなければいけないと思います。調整池ができたその後はどうでしょうかじゃなくて、20年間ありますので、その間、調整池で浸水半減をするという国の目的と町としても手をきちっと打っていくと、20年間ですね、スパンを設けて。そして、外水氾濫に関しては、ある程度もう大丈夫ですよということまでしっかり、せっかく事業をしてもらいますので、そこはやるべきだと思いますので、そうするとこの外水氾濫に対しては効果があるのではないかとということで、よろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、この2点目でありますけれども、JR長崎本線鉄道六角橋付近の堤防の改修について聞きたいと思ひます。

これは、実は平成27年の12月の議会、それから30年の9月の議会、私は2回質問をさせていただきました。皆さん方のお手元にはこの橋梁付近の状況ということで、お手元にありますでしょうか。これを見ていただきたいと思ひます。

これは、白石町側のほうでございます、右岸のですね。この鉄橋の横を挟んで約80メートル、大体40メートル、40メートル、この区間が堤防が約1メートル、4.5メートル、それが外れれば5.5メートルと1メートル低くなっております。先ほど言いました外水氾濫を起こしやすい、低いということはもう越すということですから、特に80メートルあるということは、越した場合は相当な量でございます。1メートル、2メートルの幅じゃありません、80メートルですから。これが一気に越した場合は、

もう相当な量でございます。私たちの想像を絶する水の量でございます。下のほうはブロックのほうで平成22年3月に護岸工事がなされております。もし越した場合は、その堤防が崩れないように護岸対策はされてはおりますけれども、この辺の橋のかさ上げ、堤防のかさ上げについてどう要望されたか伺いたいと思います。

○喜多忠則建設課長

今回資料を持ち込んでいただいておりますその内容について、これも重複いたしますが御説明をいたします。

六角川鉄道橋付近の堤防につきましては、武雄河川事務所で右岸側、白石町側のほうですが、の築堤を平成19年度に着手されまして、平成22年3月に堤防高、いわゆる標高ですね、4.5メートルの暫定堤防がつくられております。完成堤防高、標高5.5メートルにするには鉄道橋のかけかえが必要であるということはもちろんのことでございますが、これについては莫大な費用と長期的な工事期間が必要となることによりまして、社会的影響を伴うことなどの要因が考えられて、現在鉄道橋の橋桁の高さぎりぎりの、先ほど資料のほうで言われたとおり、暫定の堤防の延長は80メートルとなっております。

この地点は暫定的な堤防高で整備計画目標流量を流下可能ではありますが、万が一の備えのために兩岸に大型の土のうが備蓄されておまして、災害協力業者と協定を締結いたしまして、迅速な対応がとれる体制づくりがなされております。近年、国とJRとの協議で、小型土のうを4段積んでも線路には影響が出ないとのことで、江北町の左岸側では一部消防団の訓練の中で設置をされております。

なお、この鉄道橋の問題など六角川の整備改修につきましては、国への要望として毎年、武雄市、多久市、小城市、大町町、江北町、白石町の3市3町で構成いたします六角川改修期成同盟会がございまして、これを通じまして九州地方整備局及び本省国土交通省へ要望活動を行っておるところでございます。

以上でございます。

○溝口 誠議員

鉄橋をかさ上げするというのは非常に大変な事業でできないかもしれませんが、鉄橋の近くまで堤防を5.5メートルの高さまでにしていただければ一番いいのではないかとということで前回もお話をさせていただきました。特に白石町は80メートル、向こうの江北町側は45メートルでございます。土のうがこの写真にもありますので、横に土のうがあります。これは1つが2トンでございます。これ30個用意してありまして、いざというときには積むということでございました。河川事務所に聞けば、水防団、消防団が土のうを積んで対応してもいいですよということでありました、JRのほうから。白石町にはありません、江北町に行きました。確かに土のうがありました。どんな土のうかといえば、手持ち土のうでした。手持ち土のうは、消防団の訓練で積まれているということでした。そしてまた、この1個2トンの土のうもありますけども、これは白石町は真横にありますけど、江北町に行きましたら、この鉄橋から150メートルぐらい先にありました、下のほうに。ですから、災害の水が越したというときに、

運んで来て間に合うわけないわけです、そんな150メートル先に置いといてですね、そんなことを考える。河川事務所に聞きましたら、JRは本来ここには置かせないと、土のうは、そういう考えだったそうです。河川事務所としては準備はしてるけど、JRとしては置かさないと。消防団の訓練として置く分はいいですよと、訓練で置いたのはさっきの手持ち土のうが置いてありました。そういうことで、この外水氾濫も先ほど言いました体制を盤石にしていくためのこの六角橋の橋梁付近のかさ上げ、これぜひとも国にも県にも要請をお願いをしていただく、これはJRとのことでもありますので、しっかりしていただきたいと思いますので、町長、いかがでしょうか。

○田島健一町長

災害に強い環境整備ということで、まずもって六角川の外水氾濫について本町に最も影響がございます長崎線鉄道の下については低いということからの御質問でございます。

本町内の外水氾濫ということにつきましては、先ほど課長も答弁いたしましたとおり、28日の朝方でも堤防高より1メートル80程度下回っていたということで、本町での外水氾濫は起こらなかったわけでございますけれども、上流域では武雄、北方あたりでは外水氾濫も起こったということを知り及んでおります。また、武雄から大町にかけては、排水機場7箇所ですべてポンプ運転停止というのもあったということで、外水がいっぱいございますので、内水を外水にはけないという事態も発生したということでございます。外水氾濫は国のほうでしっかりと本線そのものは整備をしていただかねばならないというふうに思っております、これからも積極的に外水氾濫防止のための対策を講じていただくよう強く要望してまいりたいというふうに思います。

以上です。

○溝口 誠議員

被害を受けるのは私たち町民でございます、国ではございません。私たち町民の命を守るということが第一義でございますので、よろしく申し上げます。

河川事務所のこの見積りにありますけど、先ほど調整池のことでありました。調整池ができた場合とできなかった場合の氾濫の状況がもうシミュレーションでもう出してあります。これが30年に1回、100年に1回。30年に1回は越しませんと、この六角橋、だけど100年に1回の大洪水では越すということがここにきちっと書いてあります。HWL、ハイウォーターレベルというのがあります。これを越したら決壊しますよと、洪水になりますよというレベルがございます、ハイウォーターレベル。100年に1回のときには必ずここは越しますよともう出てます。先ほど言いました100年に1度、昔は100年に1度が200年に1度やったわけです。今は100年に1度が10年に1度であります。100年に1度と言った災害が10年に1回ぐらいある今頻度になっております。ですから、こういう可能性がないとはもう言えません。そういうシミュレーションが出ております。そういうことで、早急に国へ対応のお願いをしていただきたいと思っております。

それでは、次の3点目、今度は内水氾濫対策でございます。

今回の豪雨、特に武雄市、北方、大町それから牛津におきましては床上浸水も多数ございまして、武雄に関しましてはもう1,000世帯以上ですね、甚大な被害でございました。そういう意味では、白石町においてもこの内水氾濫ということが一番喫緊の課題でございます。今回この9月の議会前に町長からこの災害についてのお話がございました、説明が。その中で、この内水氾濫に対してこのように言われました。特に平地である本町におきましては、内水氾濫防止のために既存の河川、土地改良事業で構築された地盤沈下対策水路などの見直し、改良などが必要ではないかと思われま。どのような構想を将来的に持っておられるのか、町長に伺いたいと思います。

○田島健一町長

内水氾濫に対する対策、どういうふうなことを考えてるかということでございます。

私なりの思いでございまして、しっかりとした裏づけ根拠が専門家じゃございませんのでありませんけれども、申し上げたいというふうに思います。

本町は低平地にございまして、内水氾濫は宿命だというふうに思います。町内の雨水は道路側溝や水路、また土地改良で設けられました水路や河川を通じて六角川や塩田川に入りまして有明海に注ぎます。また、六角川や塩田川を経ずに直接有明海へ流れるものもございまして。ところが、最終的に流れていく六角川、塩田川そして有明海は干満の潮汐作用がございまして、特に有明海湾中央部である本町におきましてはその干満差も大きいわけございまして、このような地形上にあることから雨水の排水というのは非常に難しく、特に内水氾濫が起きるわけございまして。

そこで、今日までの対策として、国や県によってハード整備をやっていただきました。六角川、塩田川、有明海の水面の高さより町内の水路が高いとき、すなわち干潮時においては樋門などを通じまして流れますけれども、満潮時になりますとその高さが逆になって流れませんので排水機場、すなわちポンプ場を設置をさせていただいております。国や県で設置していただいているものがこれまでに六角川沿いに7箇所、塩田川沿いに4箇所、有明海沿岸に10箇所、合計21箇所のポンプ場が設置されておりました。その排水能力は毎秒164.9トンということになってございまして。一番新しい排水機場といたしましても、新拓排水機場が平成30年10月に供用開始しておりますけれども、これも毎秒8.9トンが排水可能なものとなっております。なお、この重要なポンプの操作は町民の皆さん方をお願いをしております。昼夜を問わず寝食を忘れての地域間調整や操作をさせていただいております。今回はポンプも全てフル活動がなされております。本当に感謝するばかりでございます。また、地域の排水委員様や関係各位におかれましても、町からの防災行政無線によるお願いなどを受けていただきまして、大雨予想前には水路内の水の事前排水をさせていただいております。今回の豪雨以前におきましてもこの事前排水の効果があり、浸水被害は年々少なくなってきたと認識をいたしております。しかし、今回の豪雨につきましては、事前排水もさせていただいております。しかし、3時間に244ミリという雨でございましたので浸水や冠水は生じておりますけれども、事前排水の測定効果はできておりませんが、この排水した水量分、これについては事前に効果があったもの

だというふうに私は判断をいたしております。

そこで、議員からこの内水氾濫対策をどうしていくのかという質問でございます。

先ほど課長が答弁したものと重複するかもしれませんが、これまで河川改修や土地改良事業により各種排水対策は実施していただいておりますけれども、その効果が十分に果たされてるのか、今回の事態によって課題があるように思われます。今回の豪雨で本町内では1,000個近い家屋や建物が浸水し、床上、床下浸水がございました。また、国道、県道、町道につきましても数え切れないほどの箇所において冠水、そして交通どめになりました。これらの箇所を地図上に落としましたところ、いろんなことが見えてまいりました。浸水、冠水箇所が地区間で違うこと、六角川に近い地区や校区のほうが他地区より多かったこと、また浸水、冠水時間の長短もございました。このようなことを踏まえ、今後町民の方々と直接に議論しながら、内水氾濫対策、すなわち浸水、冠水が生じないようにするためにはどうすればいいかを議論してまいりたいというふうに思います。

水は高いところから低いところへしか流れません。地区間の垣根を越えて、町民皆さんの御協力をいただくことがぜひとも必要でございます。これらを踏まえて、強力に県や国に働きかけを行っていきたい、そして整備をしていただき、白石町全体の安全度を高めていかなければならないというふうに思っております。議員の皆さん方におかれましても、御理解と御支援をお願いしたいというふうに思います。

以上でございます。

○溝口 誠議員

4項目めの防災ハザードマップが各家庭に配布をされました。このように統合型のハザードマップ、すばらしいものができ上がりまして、各家庭に配布をされてます。このハザードマップを有効活用するためにも、マイ・タイムラインといいまして、個人や家庭でこの災害時にどう行動していくのか、それをきちっと決めていく、これを作成をしていくことが必要ではないかなと思います。マイ・タイムラインというのは、災害が起きると予測される時刻に向かって、誰がいつ何をするのかを家庭内でしっかり決めておくことが重要です。作成の前にこのハザードマップ、災害予測地図の確認は欠かせません。自分がどこに住んでるのか、この地域でどういう災害があるのか、どのくらいの被害が出るのか予想される、これが全部載っております。

ことし5月末から防災気象情報を5段階の警戒レベルで発表する制度も始まっております。それにあわせて個人が家庭が時系列に、先ほど言いました、誰がいつ何をするのかしっかり家庭で決めること。これはなぜかといえば、自分の命を守るために最善の行動をと呼びかけてあります。これは今テレビで盛んに呼びかけております、自分の命は自分で守ってください。前はこういうことありませんでした、避難していただきたいが今はテレビで何を言われてるか、自分の命は自分で守ってくださいというのが合い言葉になっております、そういうふうになってます。これは防災の識者が言っておりましたけども、防災で大事なことは自助が7割、自分の力で防災が7割、そして共助、共同で地域でやるのが2割、そして公助、公共的な援助が1割という比率だそうでございます。自助というのが7割、もう自分で自分の命を守らなければいけない。

東京のどっかの区は、もう災害時にはこの区から逃げてくださいと、ここから避難してくださいと、その区にいてはだめですと、区ですよ、佐賀では佐賀県ですよ。佐賀県にいたらだめですよって、ほかの区に避難してくださいと。じゃあ、どこに逃げればいいんですかと、そこまで言われております、もう自分の命は自分で守ると。自助の7割、そのためにもこのマイ・タイムラインというのが必要です。もう行政や共助では3割しかもう皆さん方の命を守ることはできないという、これは限界であるということ。そうであるならばマイ・タイムラインをつくるのが大事。そういう意味では、このハザードマップができました。これを家の中に積んでおくのではなくて、これを開いて我が家ではどうしていくのかということをしつかり子供たちとかお年寄りと一緒に家族で話し合っ、時系列にするこのタイムラインをどうか各家庭ができるような、そういう推進ができないものか伺いたいと思います。

○松尾裕哉総務課長

マイ・タイムラインでございますが、先ほど議員おっしゃいましたとおり、各家庭、個人ごとの行動計画となるわけでございます。先ほどありましたが、よく言われております防災対策の3本の柱といたしまして、自助、共助、公助がございまして、今は自助の力を蓄えることが必要であると言われておりまして、このマイ・タイムラインはまさに自助の力を蓄える重要な計画じゃないかということで私どもも位置づけをいたしております。

町内におきましても、近年自主防災組織の結成など地域や個人の防災意識について飛躍的な高まりを見せております。先ほど提示していただきました防災ハザードマップや地区防災ハザードマップ等を参考にしながら、地区ごとの危険箇所や浸水想定などを踏まえたマイ・タイムラインやマイ防災マップの作成につきまして地区単位で勉強会を行うなど、今後も地域への普及啓発活動に取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○溝口 誠議員

よろしくお願いをしたいと思います。

それでは、次の項目の国民健康保険事業の安定運営について伺いたいと思います。

若干時間が少なくなりましたので、まとめてお願いをしたいと思います。特にこの特定健診の受診の現状と受診率向上の取り組みと、またはこの特定健診の中で国としても保険者努力支援制度による目標ということで、特に健診においては60%以上、市町村では、指導も60%以上ということで目標が掲げてあります。そのことについて説明をお願いをしたいと思います。

○坂本博樹保健福祉課長

まず、特定健診の受診の状況を御説明いたします。

平成30年度の特定健診の受診率につきましては、まだ確定値ではございませんけれども41.8%というふうになっております。今年度の集団健診における特定健診の受診に

つきましても、7月に10日間、福富ゆうあい館、総合センター、有明ふれあい郷で会場を移動して実施をいたしておりまして、705人の受診者があっております。昨年より実施日数が1日多くて、90人の増加というふうになっております。今後も10月に総合センターのほうで5日間予定をいたしております。

議員言われますように、保険者努力支援制度につきましても、市町村国保特定健診・特定保健指導ともに60%が目標となっております。先ほど言いましたように特定健診の受診率につきましてもは41.8%、特定保健指導につきましてもは実施率が58.2%というふうになっておりまして、ともに測定値ではございますけれども目標には達していない状況でございます。

そういったところから、今後とも特定健診、あるいは医療機関での個別健診の周知、それと今年度から毎日健診ということで個人の都合に合わせて受診できる体制もとっております。そういったところで、7月の未受診者に対しまして個別通知を初め、電話でも受診勧奨、訪問、そういったところも行いながら、健診の必要性、指導の必要性を説明しながら受診率の向上へと取り組んでまいりたいと思います。

以上でございます。

○溝口 誠議員

この保険者努力支援制度というのは、人生100年時代を迎えての疾病予防と健康づくりということで、特に予防また健康づくりに重点を置くということでございます。また、個人においても、きちっとした健康指標の改善評価等も明確に行って支援をするという制度でございます。きめ細かな支援制度でございます。特に糖尿病とか生活習慣病、慢性腎臓病の重症化を予防するというのが大きな主眼でございます。そういう意味でも特に特定健診・特定保健指導に重点を置くということでございます。当町においてもまだまだこの数値が低うございますので、しっかりこの点に関しては力を入れていかなければいけないと思います。

そういうことで、3点目の特にこの国民健康保険の保険税率のことでございますけれども、昨年この国民健康保険、町で運用してございましたけれども、今は県下一本になっておりますけれども、町で運営してるときは非常に毎年毎年赤字でございまして、一般財源より多額の補填をしてございました。去年はそういうことでどうしても保険率を上げなければいけない状況ということで、町民の皆様にご負担をいただくようになりました。制度は町単位から県になりましたけれども、この体質というのは変わっておりません。非常に保険事業の反映が厳しい状況でございます。そういうことで、来年度の保険税率の見通しについて伺いたいと思います。

○小川善秋保険専門監

来年度の国民健康保険税率の見通しについてお答えします。

平成30年度から国民健康保険の県単位での広域化がなされており、財政運営の主体の役割を県が担っております。その県から1月ごろに示される標準保険税率を参考として本町の国民健康保険税率を決定することとなります。また、標準保険税率の算定については、白石町だけではなく他の市町の給付状況なども含めた上での計算になり

ます。これは、令和9年度を目標に県内市町の国民健康保険税率を統一するため、現在がその過程段階にあるためです。

議員御質問の来年度の国民健康保険税率の見通しについては、現時点ではどのように変更になるかについては予測できませんが、以上の要因を総合的に判断し、適切に決定してまいりたいと考えております。

以上です。

○溝口 誠議員

この保険事業は、もう安定運営をしていくためにはしっかりこの健診と、それから指導、ここら辺の充実をもっともって行って、できれば保険税を上げないというのが町民の皆さんにとってはそれが一番よろしい。そういうことで、何とか努力をしていただいて、保険税率を上げないで済むようにしてもらいたい。そうすることによって、またこの皆保険、みんなが困ったときに医療が受けられるという制度でございますので、そういう安定した運営を町としても行っていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひし、私の一般質問を終わります。

○片渕栄二郎議長

これで溝口議員の一般質問を終わります。

暫時休憩します。

11時43分 休憩

13時15分 再開

○片渕栄二郎議長

会議を再開します。

次の通告者の発言を許します。吉岡英允議員。

○吉岡英允議員

きょう3人目、お昼からの一般質問をさせていただきたいと思ひます。食事の後で大変とは思ひますけどもよろしくお願ひいたします。

まず、去る8月27日の前線に伴う大雨災害にて被災、避難された皆様に、心よりお見舞いを申し上げたいと思ひますとともに、一日も早い復興を願う次第であります。

では、大きく2項目について一般質問をさせていただきたいと思ひます。

第1項目めには、観光の振興についてお尋ねをしたいと思ひます。

まず、第2次白石町総合計画の第3章、活気と魅力のある豊かなまちづくりの中の第3節、観光の振興の現状と課題において、観光資源の多様化に対応し、自然回帰、ゆとり、癒やしなどが言われるような観光レクリエーションに対する観光資源の開発を推進する必要がありますというふうなことで総合計画に明記をされてあります。

それを踏まえて、1点目の質問として、本年6月1日にオープンした道の駅しろいしは、本町の活性化の拠点として注目をされ、大いに期待をされてあるところでございます。施設には情報発信スペースを設置してありますけども、情報発信への取り組みと観光拠点としての機能についてお尋ねをしたいと思ひます。

○吉村大樹産業創生課長

道の駅しろいしの情報発信スペースについての情報発信の取り組みということで御質問だと思います。

御存じのとおり道の駅につきましては、休憩そして情報発信、地域振興、防災の4つの機能をあわせ持つ施設として登録をしております。道の駅しろいしでは、これらの機能のうち、休憩につきましては24時間利用可能なトイレの整備、地域振興につきましては町内の特産物の販売、防災につきましては防災倉庫の整備によりその機能を発揮しているというふうに感じておりますが、しかしながらその情報発信についてはまだまだ発信不足ということで感じております。

現在は、情報発信スペース内にモニターによりまして白石町のPR動画の放映や道の駅しろいしのパンフレットを含め、白石町の観光パンフや須古城の案内チラシ、また町内外の観光チラシを設置しているところでございます。今後、道の駅しろいしで情報発信を十分に発揮をさせるためには、季節ごとのイベントや観光情報、また特産物の情報を発信するなど、道の駅を目的地ではなく地域を結ぶネットワークとしての活用を図り、情報発信の内容の改善と問題点を把握した上で、創造力を高めながら発信をすることが重要であるというふうに考えております。

以上です。

○吉岡英允議員

まだまだ発信力が足りないというふうなことを今課長さんは答弁で申されました。

それで、私も感じたことを申し上げたいと思います。

まずもって、持ち込み資料の1ページを見てもらっていいでしょうか。

私、8月6日やったですけども、情報発信スペースのほうに再度また行ってみました。その写真でございます。簡単に説明申し上げますと、一番上が中のほうの情報発信スペースの状況でございます。モニターは確かに3台ございます。道路情報、気象情報、地域情報のモニターですね。多分真ん中のやつが地域の情報のモニターじゃなかったかなと思う次第であります。また、中ほどの写真は、上段の写真の奥のほうにある本立てというか、パンフレット等を置いてある棚の写真でございます。見る限り白石町の情報発信はこの右の上にさるくがでございます、さるくが1部ですね。これ中を開くとガイドマップがありますけども、これが1部置いてあった次第であります。それで、私、五、六年前だったかと思っておりますけども、町のほうから白石町九州新幹線活用促進協議会から発行されたさるくコレクションというふうなことで、これはNo.1は干拓の歴史遺産というふうなことで干拓堤防のことを書かれてあります。それから、2番目が散策マップというふうなことで町内の散策マップをつけられて記されております。それから、No.3というふうなことでさるくコレクション、杵島山のパワースポットというふうなことで山のほうのパワー、水堂さんから稲佐山、福泉寺、その辺をずっとまとめられてあります。それと、No.4、食の魅力紹介というふうなことで、須古ずしの紹介とか町内の食べるやつの紹介をされてあります。それともう一つ、これは白石町の文化財マップというふうなことで、白石町にゆかりのある文化財ですね。

稲佐山とか陽興寺の須古鍋島家のところとか紹介をされてあります。これが私たち議員に五、六年前配付をされたものでございます。

それで、見て感じたのは、真ん中のパンフレット棚を見てもらってわかるように、このさるくコレクション、町内のマップを1部だけ置いてあるだけなんですよ。あとは町外のやつとか置いてあるもので、何で白石町はこういうふうないいマップが作成をされてあるのに、今からどんどん我が町の魅力を発信していかんばとに、なしてこういうふうなマップを置いてなかったかなというふうなことで感じましたので、それに対しての御答弁をお願いしたいと思います。

○吉村大樹産業創生課長

議員御質問の情報発信スペースのパンフレット等の御質問でございます。

現在、情報発信スペースに配置しているパンフレットにつきましては、議員持ち込み資料の2番目のところのこの棚のほうに設置しております。ここには白石町はもちろんのこと近隣市町のチラシも配置しておったところでございますが、当初はラックの2台に白石町関係、また近隣市町のチラシを混在して配置をしておりました。現在は白石町を強調する目的で、2台のうち写真右側のほうを白石コーナーということで白石町関連分のみ配置をしております、道の駅来場者へ白石町のPRを行っているところでございます。今後につきましても、パンフレット等の配置についてはよりよい方法を考えながら、随時変更していきたいというふうに考えております。

それと、議員御説明のありましたさるくコレクションシリーズでございますが、平成24年度に制作されており、現在在庫数も多くはなく、パンフレット内に掲載している情報も古くなっているということでございます。しかしながら、議員の御質問の通り、かなり人気があるチラシということで聞いておりますので、今後変更箇所の修正を含め内容を確認し、新しいパンフレットとして制作する方向で検討してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○吉岡英允議員

早急に新しいパンフレットをつくっていただいて、情報発信につなげていただきたいと思っております。

また、これから見て感じたことを数点質問をしたいと思っておりますけども、現地へ行ってみて情報発信スペースへ行って見て、白石を案内してくれる人の配置がなかったというふうなことで、どうされてるかお答え願いたいと思っております。

○吉村大樹産業創生課長

道の駅しろいし内で白石町を紹介する案内人の配置はということでございます。

現在、白石町を紹介する案内人ということで道の駅に専任の案内人としては配置を行っておりません。現在、指定管理者である道の駅しろいしカンパニーの職員さんについて白石町内の居住の方が大多数でありまして、その中には白石町内の事情に精通された方もおられることから、道の駅の職員さんのほうに現在は案内をしていただい

とるという状況でございます。

今後は、観光案内等に係る業務内容や業務量を道の駅しろいしカンパニーさんと確認をしながら、道の駅とともにこういった形で白石町を案内するかを協議してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○吉岡英允議員

これも道の駅のほうと協議をしていただいて、なるだけ我が町を紹介してくれる人、道の駅ではあれなんですけども、佐賀の佐賀城本丸歴史館とかに行けばすぐ案内されます。また、熊本城関係も行けば案内人さんはもうボランティアでいっぱいいらっしゃいます。それで、紹介してくれる人は必要じゃないかなと、情報発信の上でですね、思いますので、よろしくをお願いします。

続いての質問ですけども、上の写真を見てもらうと、何かモニターが同じ大きさで町の紹介ビデオを真ん中で流してありますけども、私が見に行ったところ音も流れてない状況で迫力がなく、町のPRビデオとして何も音も聞こえん状態では誰も見る人がいないというふうなこと。また、上のモニターよりも下の白石町図のほうが大きいですよね。大きいものが目立つもんで、ビデオの大きいやつを紹介と、また情報を目と耳と両方入れたがインパクトがありますのでどうかなと思います。その辺の御答弁をお願いしたいと思います。

○吉村大樹産業創生課長

情報発信スペースにモニターを設置しておりますが、今、議員おっしゃられましたように、音のほうは今低い状態となっております。あわせまして、そのPRビデオないしそのビデオで流しているコンテンツの中には音がないコンテンツもございます、その場合についてはもう無音というふうになっております。そういったことで、当初、情報発信スペースにつきましては、道路利用者が安全で安心して休憩するための休憩機能ということがあるということで、あえて音を低くして設定をしたところでございます。現在、壁面に設置しているモニターのほうでは、先ほど申しました白石町のPRビデオの放映を行っておりますが、これも休憩をされる道路利用者等が不快を感じない程度で音量設定をしていきたいなというふうに考えておりますとともに、議員のお話のとおり大型スクリーンでございますが、今のところ大型スクリーンを設置する場所がございませんので、既存のモニターをどのように活用して道の駅利用者のほうにいろんな情報を発信できるか、その辺も改めて検討してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○吉岡英允議員

検討をお願いしたいと思います。

また、情報発信において、私3つの公民館と本町役場のほうにパンフレット等は設置してあるかなというふうなことで確認をいたしたところでございますけども、3公

民館とも道の駅のこのパンフレットですね、道の駅の紹介パンフレット、2部ございますけども、これ設置をなされておりませんでした。今からどんどん町を挙げて道の駅を紹介すべきところですけども、パンフレットがないというふうなことは、なかなか紹介しづらいというふうなことじゃないかなと思います。それで、公民館の職員にお聞きをしたところ、関係課からパンフレットを持ってきよらんやったけんが、届かんやったけんが置いとらんやったというふうな返答でございました。それではいかんかなと、町を挙げてですのでいかんかなと思います。それで、その職員さんは、道の駅のホームページをパソコン上で開いて案内をされたというふうなことでございました。それではやっぱりいかんけん、その辺の改善をお願いしたいと思います。

また、町のホームページに道の駅のリンクはなかです。道の駅へ真っすぐ行かれません。道の駅のホームページと町のホームページはつながっておりません。それはきのうの夜も確認をしました。つながっておりませんので、そこら辺の改善も、白石町のホームページを開くと道の駅へもぱっと行かるっごとしていただきたいというふうなことをお伝えして、今後の対応についてお聞きをしたいと思います。

○吉村大樹産業創生課長

町内3つの公民館のほうにパンフレットの設置がなかったということでございます。

当初、道の駅のパンフレットにつきましては、もちろん道の駅内部や、あと町内の直売所、それと役場担当の窓口のほうに設置をしておったところでございます。すみません、それとあわせて総合案内のところにも置いておりましたが、議員御指摘の役場1回のパンフレット置き場、また3公民館については配置をしておりませんでしたので、早急に対応し、現在は配置を完了してるところでございます。

また、道の駅の所在につきましては、近隣の公民館の正面入り口に道の駅の地図を掲示し、来場者のほうにお知らせをしていたつもりでございましたが、公民館来場者の目につかなかったのものとされます。再度掲示場所の確認をして、来場者に迷惑をかけないように考えたいと思います。

それと、町のホームページからの道の駅のホームページのリンクのことでございますが、現在、道の駅のホームページが完成しましたので、担当課のほうに相談をいたしまして、リンクできるように準備をしていただいております。

以上です。

○吉岡英允議員

まず、ホームページのリンクの件ですけども、早急にしていただきたいと思います。速やかによかと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

また、持ち込み資料の1の一番下ですけども、無料Wi-Fiの設置の件でお伺ひをします。

これを見ますと、利用時間が9時から18時までというふうなことで、1日接続時間が60分というふうなことで、1日2回までというふうな制限がございます。よく私も道の駅、佐賀のほうにあるそよかせ館とかに行ったりするんですけども、佐賀市のほうはフリーWi-Fiで、携帯開いてWi-Fiのあれを拾えばフリーWi-Fiっ

てぼんって入ってきます。もうすぐパスワードも入れなくて接続可能でございますので、情報発信のところでもございますのでフリーWi-Fiとか、もしくは1日2回の制限というのは外して検討されたらどうかなと思いますので、そこら辺の御答弁をお願いします。

○吉村大樹産業創生課長

道の駅の無料Wi-Fiの件でございます。

現在、Wi-Fiの接続時間については、当初は道の駅利用者以外の方がWi-Fiだけの目的で来駅され、長時間そこに滞在されるということを考慮しまして、道の駅で買い物される方や食事をされる方が通常滞在される時間を1回今60分程度であろうということで設定をしまして、現在は1回60分の1日2回までの接続ということで朝9時から夕方18時まで利用できる設定をしております。

今後、道の駅でのWi-Fi利用につきましては、利用者の意見、あと道の駅しろいしカンパニーの皆さんの意見を聞きながら、設定時間や回数の見直しについては、こちらで自由に設定ができますので、その辺で改善をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○吉岡英允議員

それと、道の駅の今度は観光面の売りでもあります展望デッキへの通路についてお伺いをしたいと思っておりますけども、今はレストランを通過しないと展望デッキへ出られない構造でございます。オープンしてから今までの御意見、御要望等がないのかお尋ねをしたいと思います。

これは、私もレストランのほうで食事をさせてもらった際に、特に通路側なんですけども、食事をする際に展望デッキに出る方が通られると、食事をしようほうも通られる方もちょっと気まずいというか、どうかなという思いがございましたので、そこら辺の改善ができたらどうかなと思いますので、御答弁のほうをお願いしたいと思います。

○吉村大樹産業創生課長

展望デッキ利用者に対しての御意見ということでございます。

現在、今議員が申されるとおり、展望デッキを利用するには中のレストランを通過しないと展望デッキには行けない状況になっております。そういった中、展望デッキ利用者に対して、レストランの利用者からの意見ではございますが、レストラン利用者以外の方がレストラン内を通行されるということに対して非常に違和感を感じるということで意見をいただいております。

御存じのとおり、道の駅の各施設につきましては、道の駅のワーキンググループ等と協議をいたしまして全体配置等を考えてきたところでございますが、2階部分のレストランにつきましては、基本的には食事をしながら田園風景を見渡すことができ、気候がよいときには展望デッキで飲食ができる展望レストランということをコンセプト

トに設定をされたんじゃないかなというふうに思っております。現在は展望レストランということで利用には至っておりませんが、今後の利用形態については指定管理者の道の駅しろいしカンパニーと協議を行っていきながら、その利用の状況、また議員がおっしゃられましたレストラン利用者が不快に思わないような形を模索していきたいというふうに考えております。

以上です。

○吉岡英允議員

カンパニーと協議が結構ふえてきたですね。よろしく申し上げます。

もう一つ、道の駅から観光コースを数パターンつくっていただいて、所要時間、これ真ん中の棚には書いとうですけども、例えばAコース、Bコース、C、Dコースをつくっていただいて、所要時間を入れて、道の駅をベースとして町内を回っていただくというふうな周遊コースの絵もつくっていただきたいと思います。そうしないと道の駅にはお金は物を買って落ちるんですけども、町内には道の駅で終わってしまってお金が落ちらんと、観光することによってその場所、その場所でまた物品を買い、代価が落ちていくというふうな仕組みになりますので、早急にそういうふうなことを案内をかけてはと思いますけどもいかがなものでしょうか、よろしくお願いたします。

○吉村大樹産業創生課長

議員がおっしゃるとおり、道の駅やJR駅を観光ネットワークの拠点として白石町全体へ来客者を呼び込む必要があるというふうに考えております。

平成28年3月に作成しました観光振興基本計画においても、町内全体に観光客を呼び込むため、自然、歴史、食をテーマに町内観光の回遊ルート案を策定しているところがございます。今後、観光コース等を作成する場合には所要時間を明記するなど、観光客が利用しやすくなる対応に心がけて作成をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○吉岡英允議員

道の駅の単独ばかりじゃなくて町内みんなの共存が必要というふうなことをお伝えして、次に2点目の質問として、本町の基幹産業は農業であり、観光を推進していく上においては観光農園や観光農場の立地は必然であると考えます。これからの考えと取り組み姿勢についてお聞きをしますが、事前に調べてみたところ、調べるサイトによって違いはあると思いますけども、佐賀県内には観光農園、観光農場が15園程度あるようでございます。実際はまだあるのではないかと思いますけども、近くは隣町の江北町のほうにも1園あるようございます。その中で事例を挙げてみますと、佐賀市大和町にある農園は、農業体験から観光農園まで幅広い農業のテーマパークを目指して、そば打ち体験、ブルベリーの収穫体験、ブドウ狩り、サツマイモの植えつけ体験、芋掘り体験、落花生の収穫体験など、自然を体いっぱい体験できる農園を展開されてあるところがございます。

そこで、本町も大規模農家、集落営農組織などに呼びかけて、協力をお願いし、交流人口をふやすようにするべきでないかとお尋ねをいたします。

○吉村大樹産業創生課長

観光農場また観光農園の取り組みについてということでございます。

近年、日本の農業を衰退させないための方法の一つということで、観光農園や観光農場が注目されております。いずれも観光客等の第三者を対象に、みずから生産した果物、野菜など農産物を圃場において収穫や一部の農作業を体験させ、または観賞させて対価を得る農園のことと思っております。

消費者との交流を通じて、みずから生産した農産物のファンをつくること、ファンをつくって農家のブランド化を進めることにより、経営の安定を図ることということでは大変有効な方法と考えております。

また、客単価が高い、そして少々傷があっても市場に出せない農作物についても販売できる、収穫の手間が要らないというメリットが想定される反面、接客についての業務がふえるんじゃないだろうか、また看板、駐車場、トイレ等の施設の設備代がかかる、観光業ならではの工夫が必要といった手間や初期投資も必要と思われま。観光農園等を始めるに当たり大切なことは、農をどこまでレジャーに近づけられるか、また農業という枠にとらわれずサービス業の精神を持って楽しさを提供することが必要と考えております。

将来、町内農業者が経営として観光農園等を計画された場合は、PRを含めできる範囲で協力をしたいと考えております。しかしながら、現在集落営農法人等につきましては経営品目が米、麦、大豆というのがほとんどでございます。園芸作物を取り組んでいるところはないんじゃないかなと思っております。今後、集落営農法人等で園芸作物を取り入れられ、観光農園を経営されるということを目指された場合は、農業者が計画された同様、PR等、町としてもできる限りの協力をしたいというふうに考えております。

以上です。

○吉岡英允議員

広く町民、農家の方に呼びかけていただいて、交流人口の増につなげていただきたいというふうな旨をお伝えし、3点目の質問に行きます。

持ち込み資料の2を見てください。

これ須古地区にあります小島城というふうなところでございます。先ほど内野議員から質問ありました須古城の東のほうにある小高い島でございます。一番上のほうが伐採中、半分伐採されてあるとこの上からの写真でございます。舟形のように見えます。真ん中の写真の手前が伐採後の小島城で、先のほうが須古城でございます。それと、一番下が伐採後の小島城跡で、これ南より臨むと書いておりますけれども北のほうの間違いでございます。北から臨むでございます。

これは、須古地区の小島地区の方からお話を受けての質問でございますけれども、小島城は平成30年度、杵島山地区さが四季彩の森林づくり整備事業にて最近やぶを伐採

し、整備し、植栽を行ってあります。車で小島城跡横を通る県道268号を通られた方は、整備前後の違いを見て、違いにびっくりされてあるんじゃないかなと思います。

そこで、質問ですけれども、須古地区に所在する小島城跡は城郭に上れば四方を見渡せることのできるようになっております。これから物見やぐらなどを設置することで、戦国ロマンを感じることができる観光スポットとして売り出すことができないかをお尋ねしたいと思いますが、もともと小島城とは須古城の東のかなめの支城で、城下町の入り口の防備をなしたそうであります。鍊伝所と呼ばれる石組みの跡も残っているそうでございます。

そこで、戦国ロマンの話に戻しますと、1570年ごろ、当地方を治めていた武将は平井氏でございましたけれども、1574年、天正2年に龍造寺が攻めて、当主が変わったと記述がございます。そのときに龍造寺が攻めていくのを東のかなめとして見張っていたところがこの小島城ではないかというふうなことで推測ができます。改めて物見やぐらなどを設置し、観光スポットとして売り出すことができないかをお尋ねをいたしたいと思います。

○川崎 直生涯学習課長

私のほうからは、文化財の関連から答弁をさせていただきたいと思います。

小島城跡は須古城の東側に位置し、須古城主平井氏の弟の居城跡で、その後、龍造寺が統治したとき、須古城の改築の際には用材供給地となったとも考えられております。近代以降にも石材が搬出されたようで、現在では東端のやぐら台上のマウンドや小規模な平坦地である帯曲輪が残存しているにすぎません。このように大幅な改変を受けている小島城跡に戦国時代にどのような建築物が存在したのかは現在のところは不明です。小島城跡にどのような建築物が存在したのか明確でない以上、考古学上、建築学上の知見に基づかない復元は間違った歴史認識を植えつけてしまうおそれがあり、十分な検討を要するものと思っております。

以上です。

○吉村大樹産業創生課長

小島城の観光スポット化ということでございます。

小島城につきましては、平成30年度にさが四季彩の森林づくり整備事業において多様な森林づくりを進めるため、県で整備をされておりますが、そのときに県と土地所有者の間で森づくり協定書が結ばれ、協定期間中、これは最大10年ということでございますが、森林を伐開並びに開発し、他の用途に転用しないこととなっているため、物見やぐらの設置を計画するにつきましては県との協議が必要じゃないかなというふうに思っております。

小島城を観光スポットにということでございますが、平成28年3月に策定しました白石町観光基本計画においても、須古城と同様に遺跡、歴史的建造物ということで位置づけを行っておりますので、今後においても観光資源として利用方法を検討させていただきたいというふうに考えております。

以上です。

○吉岡英允議員

そこで、持ち込み資料の皆さんとの3ページを見てください。これと同じ写真がございませぬ。これ北から臨む写真でございませぬけども、このやぐらは私の仮想でございませぬので今現在はありません、つけてみました。それと、今、県の森林の森の整備事業を言われませぬけども、2,167本の植栽が現在周りに全部されておられます、現地を確認しました。そうしたところ、その木々の中にはヨシノ桜、桜の木がたくさん植えられておられます。それで、5年もすれば桜の花が開花してもものすごい、イメージを皆さんしてみてください、やぐらがあつて、桜が一面にあると、すごいい景色になるんじゃないかなと私は思います。

それで、町長にお伺いします。

県との協議は今から必要かと思ひませぬけども、前向き前向きに協議をしていただいで、できんじやなくて、とにかく前向きに協議をぜひともお願いしたいんですけども、御回答をお願いします。

○田島健一町長

観光地につきましては、杵島山地にもいろいろなものがございませぬ。そういったことから1箇所1箇所と言わずにいろいろと箇所がございませぬので、観光課また文化財課等々にも聞き合わせをしながら、利用することについての是非やいろいろなアドバイスも受けていきたいというふうにおもひます。

○吉岡英允議員

県と前向きに検討していただきたいと思ひます。一番初めに言ひませぬけども、これはこの小島地区の方から自分のところの小島城跡をこうしたらきれいになるときにやあというふうな思ひを私に伝えられて言ひませぬことですので、そこら辺も酌みしてよろしくお願ひしたいと思ひます。

そこで、質問ですけども、今、物見やぐらの件を出ひませぬけども、物見やぐらをつくるにも費用がかかると思ひます。何事も資金調達が必要となります。

そこで、質問ですけども、6月議会にて重富議員のほうからふるさと納税型クラウドファンディングの創設を試みてはどうかというふうな質問がありました。その回答として、財源確保の有効な手段と考へているが、すぐの設置は難しいとの答弁でございませぬ。そもそも昔の方がやつてきた資金調達の手段であります。クラウドファンディングというのは、言葉自体は比較的新しいのですが、不特定多数の人から資金を、つまり何かを実現する手法自体は古くから存在をしていませぬ。例えば寺院や仏像などの造営、修復をするために個人から寄附を求めるなどがその例であります。その物事に際して賛同をしてくださる方々を募り、支援をしていただくということは、これからの本町にとつても必ず必要となつていくと思ひませぬけども、いかがお考へなのかをお尋ねをいたひます。

○木須英喜白石創生推進専門監

6月議会でも重富議員さんのほうから御質問いただいた、それに対しまして答弁をいたしました件でございます。ふるさと納税制度を前提にしたクラウドファンディング、こちらについて答弁をいたしました。

自治体がふるさと納税の仕組みを利用したクラウドファンディングは、いわゆるガバメントクラウドファンディングと言われます。これは、自治体主体の寄附型クラウドファンディングに限られますが、寄附することでふるさと納税と同じように所得税、住民税からの控除メリットが受けられるだけでなく、自治体にとっては特定のプロジェクトに対して共感を得た人に支援をしてもらえるというメリットがあります。自治体であるというメリットを最大限に生かした制度ではないかと考えております。導入までには自治体によっては差はあると思いますが、議会の承認や予算の計上などの手続を経る必要があるということで、すぐになかなか動きづらい部分もありますが、今後自治体で導入が期待され、地域貢献に寄与するものと考えております。今現在ふるさと納税が過熱化してしまった現状で、ガバメントクラウドファンディングは新たな自治体の資金調達的手段として非常に期待されておりますが、問題も含んでいるのではないかと考えます。

クラウドファンディングによる資金集めのポイントは、プロジェクトに対する共感、こちらのほうが非常に重要です。必ずしも行政の計画や優先度合いに沿った資金の集まり方はせず、県外の人には単にプロジェクトの人気投票になってしまう可能性があるのではないかと考えます。また、全国的に見るとまだまだこの制度を導入してる自治体は少のうございます。ガバメントクラウドファンディングのプロジェクトがふえてきた場合、ふるさと納税と同じく寄附金の奪い合いになる可能性があるのではないかと考えます。各自治体のプロジェクトが本当に必要なものではなく、おもしろいものに傾倒していくかもしれないというふうな可能性も秘めているんじゃないかと思えます。自治体が行う公共性の高いプロジェクトだからこそ寄附金控除がありますので、そのあたりを見失わないようにしてメニューの検討、制度の検討等を行って、本来の目的どおりに使えればこの制度は非常に地方創生等にも大きく役立つものではないかというふうに考えております。

以上です。

○吉岡英允議員

クラウドファンディングをよりよく推し進めていただきたいというふうなことを申し添えて、次の質問に行きます。

コミュニティタクシーの運行事業についてでございます。

まず、1点目の本町のコミュニティタクシーの運行事業については、交通弱者の地域生活の向上のために寄与しており、周辺市町にも引けをとらないよい事業の仕組みであると思われまます。現在における利用実績と課題についてお尋ねをいたします。

資料請求をしておりましたけども、時間の都合上、簡潔にお願いしたいと思います。

○木須英喜白石創生推進専門監

議員のほうから説明資料ということで用意させていただいております。3枚つづり

になっております。これとあわせてごらんください。

本町のコミュニティタクシーの運行事業は平成17年、合併当時からいこカー、当時は8路線を試行導入という形で始めております。その後、利用状況などを勘案しながら路線の見直し等を行ってございまして、22年7月から現在のいこカー2路線と予約制いこカー、デマンド型でございまして、こちらの2パターンによる運行体系となっております。

そこで、その利用実績ですが、直近5箇年を数字でまとめております。資料をごらんください。

全体の利用者数ですが、26年に1万2,775名、27年に1万3,314名、以下ずっといてございまして、30年度、昨年が1万4,012名というふうな内容になっております。

この内訳は、定時定路線が2枚目、デマンド型の予約制いこカー、こちらが3枚目になっております。内訳はこちらのほうをごらんいただければと思います。

29年度が若干突出してございますが、これは有明南小学校が通学に利用されておりますので、その児童数によって大幅にふえているような状況です。全体的には順調に推移してきてございまして、今現在、若干増加傾向にあるのかなというふうに思っております。

あと次に、課題ということでございまして、今利用されている方からは予約の方法など幾らか見直しをしてくれという要望も伺ってはおりますが、総じて大体もう便利だと、ぜひなくさないでほしいというふうな御意見が多数でございまして。このことから、まず方針としてこの事業が可能な限り現在の運行形態を維持し、継続していくということが必要と考えております。

課題としまして、まず1つ目にこの事業実施に対して御協力をいただいておりますコミュニティタクシー協同組合、ここに加入をされているタクシー会社それぞれのタクシー業務、一般タクシーとしての業務ですね、こちらとのバランスが非常に重要でございまして。公共事業により民間事業が不利になるということはできないと考えております。

それから、2番目、予約制いこカーの利用者の増加、また燃料費等も年々上がってまいります。こういったことに関連しまして運行経費も増加してきております。運行補助金も含めた財政面、こういったところが課題であるというふうに考えております。

以上です。

○吉岡英允議員

わかりました。2つの課題を申されましたけども、課題をクリアというか、よりよい方向の検討をお願いし、2点目の質問に行きたいと思っております。

平成22年7月から現行の定時路線型とデマンド型を組み合わせした運行とされているが、町民や利用者からのニーズをどのように酌み取り、運行に反映しているのかをお尋ねをいたしたいと思っております。

○木須英喜白石創生推進専門監

ニーズをどのように反映しているのかということでございまして、現在の運行形態

に移行する際は法定協議会を設置しまして、白石町地域公共交通総合連携計画、こちらのほうを策定しております。その計画策定の中で住民のアンケート調査、それから鉄道、バス利用者のヒアリング調査及び主要施設のヒアリング調査等々を行いまして、現状の把握や課題を整理するとともに、定時定路線の運行が必要な路線とデマンド運行に適している路線を選別する際はデマンド運行の停留所、こちらの設置場所を選定するときの資料となっております。また、デマンド運行の実証運転期間中には予約制いこカーの利用者にアンケート調査等を実施いたしまして、停留所設置場所の見直し等も行っているところでございます。

○吉岡英允議員

先ほど停留所の変更等も行っているというふうなことと、ヒアリング、アンケート調査を行ったというふうなことを今申されましたけども、その件についてですけども、ヒアリング、アンケートをいつ行われたかわからんですけども、免許証の返納制度が平成10年、1998年から始まりましたけども、本格的に免許証返納が始まったのが平成24年、2012年ごろからでございます。それ以降にヒアリング調査等をされてあれば問題ないかと思っておりますけども、それ以前にヒアリングの調査等をされた結果で運行形態を決めてあるんだったらアンケートを再度、今の状態に合った調査をされてもいいんじゃないかなと思っておりますけども、そこら辺について御答弁をお願いします。

○木須英喜白石創生推進専門監

直近のニーズをどのようにしているのかということでございます。

議員おっしゃられたとおり、近ごろはなかなかアンケート調査まではいっておりませんが、現在は電話とか、あと直接役場の庁舎のほうに来られて、いろいろこういうふうにしてほしいとか、あといこカーの運転手の方などからいろいろお伺いしております。情報の収集には努めております。そのほか町内の出前講座のほうでも話をされる場合もございます。いずれにしましても、要望などにつきましてはなるべく直接お話しして対応させていただけるような状況でございます。ルート変更とかそういった要望を運行体系に反映をするというときには、また改めてアンケート調査なり情報の収集に努めていきたいというふうに考えます。

以上です。

○吉岡英允議員

よろしく願いしときます。

それでは、3点目の質問に行きます。

デマンド型、予約制いこカーの利用できる区域、エリアですね、を定めているため、目的の病院へ通院、お見舞いなどに際して利用ができるようになれば大変助かるという声を多く聞きます。利用者のニーズを詳細に把握するとともに、まずは試験的に期間を定めて現行の区域外へ利用ができるような運行を行ってみるべきではないかというふうなことでお尋ねをいたします。

○木須英喜白石創生推進専門監

ニーズを詳細に把握して、試験的にでも運行をしてみたらどうかというふうな御質問でございました。

予約制いこカーの現在4地区、議員さんのほうが持ち込まれている資料を見ていただければエリア分け等もよくわかるのではないかと思います。

この4地区につきましては、この事業実施に対しまして協力いただいておりますコミュニティタクシーの協同組合、ここに加入されて町内に事業所を置かれているタクシー会社3社とも何度も協議させていただいて、タクシーの本来の業務であるタクシー事業への影響も検討いただいた上で合意をいただいたというふうな経緯がございます。

このことから、まず予約制いこカーは町が運営主体となっている公共交通機関であり、公共事業であります。民間事業が不利になる展開はできないというふうに考えているところです。仮に区域を町内全域に変更した場合、予約制いこカーの対象の範囲が町内全域となるため、タクシー会社3社のそれぞれの主体としていらっしゃる主な営業エリア、こちらで他社のタクシーが営業することになり、地元のタクシー会社の経営に少なからず影響を与えるのではないかと。ともすればコミュニティタクシーを運行していただいている協同組合、こちらの維持継続を困難にしてしまうのではないかと、同時にコミュニティタクシーの運行自体の維持継続も困難になる可能性につながると考えております。

以上です。

○吉岡英允議員

今の御答弁は御理解をしていただきたいということじゃなかったかなと思います。それで、タクシー業界のほうもありますもんでなかなか難しい面もございましてしょうけども、先ほど申されたかと思えますけども、直接庁舎に来られて話をされたり、出前講座等と言われたり、また直接電話で言われたりしとるというふうなことでございました。

それで、もう一つここで質問なんですけども、持ち込みしておりますけども、私またボードを用意してきました。これは、もう4ページと同じボードでございましてけども。

仮に同一エリアは300円で行かれます。300円プラスあとはもうタクシー料金と、停留所までですね。それで、今は同一エリア、同じ色のところしか行かれません。例えば白石のほうから高島病院に行きたかといった場合でも予約制いこカーだったらもう行かれません。それで、白石の旧地区ですたいね、地域の境までは300円で行って、そこからメーターを落として、あとはタクシー代金で行くというふうなやり方もできるんじゃないかなと思います。町のほうの持ち出し分は結局は私は変わらんとするですよ、同一料金300円で走るけんですよ。あとはタクシー代の実費でそこまで行くけんが、個人さんが払うごとなるけんですよ。そこら辺でもうはなから有明には行かれんもんねじゃなくてどうだろうかと思えます。というのが、道の駅も今度できとうですよ。道の駅はもう同エリアの方しか行かれんですよ。ましてや停留所のふえ

た、白石警察署も行かれんです、よその方はですね。そいけんが、あとは同一エリアは300円で行くなら300円で行ってもろうて、あとはもう本人さんがタクシー料金を払うけんということであれば、私は可能じゃないかなと思う次第でございますので、そこから辺で答弁をお願いしたいと思います。

○木須英喜白石創生推進専門監

いこカーにつきましては、22年7月から実施する運行形態を検討する際に、その利用状況、あと地域、旧町間ですね、地域間の交流などを考慮して、現在の2路線としてそれを補完することを目的として予約制のいこカーを同時に導入いたしております。

さきに申しましたとおりエリアをまたぐ場合は、今は定時定路線の2路線のいこカーがありますので、こちらを乗り継いで御利用をいただきたいというふうをお願いしてるところです。

議員お尋ねの件ですけれども、現状各タクシー会社は予約制いこカーに対応するために車両1台、運転手お一人の体系で運行をいただいております。このため、1回目の予約でエリア内の目的の停留所で利用者をおろした後、2回目の次の予約の方に対応するため、また別の予約のあった方の自宅のほうに向かう必要がございます。1回目の予約者がエリア内の停留所からエリア外の目的地に引き続き一般タクシーとして乗り継ぐという利用方法ですが、このことは2回目に対応しなくちゃいけないということもあって時間の制約があると。あと、これお聞きしたんですけど、いこカー用からタクシー用にメーターを切りかえる作業が必要になるというふうなことでございました。相乗りですのでほかに同乗者がいらっしゃる場合も考えられます。また、エリア外に向かうというのは、先ほど申しましたエリアが各タクシー会社で違いますので、別のタクシー会社の営業のエリアを侵してしまうということも発生いたします。

以上でございます。

○吉岡英允議員

何でこういうふうに再度申し上げたかと申しますと、本町においても独居老人世帯とかひとり暮らしの世帯がずっともうふえてきております。それで、これからはドア・ツー・ドアのサービスが必要じゃないかなと思う次第であります。なぜかと申しますと、本町は白石平野の田園地帯でございます。それで、今までは移動手段としては成人1人に対して車が1台あるというふうなことで自家用車が各御家庭にあるんじゃないかなと思います。その現状になれた暮らしを、私の記憶によりますと昭和45年ぐらいから自家用車がどんどん普及したと思いますから、もう50年ぐらい延々ドア・ツー・ドアの、田園地帯の上ですので隣に行くにしてももう車を使うような生活をずっと多分してきているんじゃないかなと思います。それに半分なれてしまった我々もいかなですけども、その旨をずっと考慮していただいて、再度検討をお願いし、私の一般質問を終わりたいと思います。

○片渕栄二郎議長

これで吉岡議員の一般質問を終わります。

暫時休憩します。

14時12分 休憩

14時30分 再開

○片渕栄二郎議長

会議を再開します。

次の通告者の発言を許します。重富邦夫議員。

○重富邦夫議員

本日一般質問2日目の最後の質問者ということで、最後まで皆様方よろしくお願ひいたします。

それでは、質問に入ります前に、今回の豪雨災害でお亡くなりになられた方、また被災をされた方へ御冥福をお祈りするとともに、近隣市町協力のもと早期の復興に尽力しなければならないというふうに思います。

それでは、今期は農業分野において質問通告をしておりますけれども、質問に入る前に、質問の順番が話の展開によっては前後する場合もございますが、その旨お伝えをして、議長の許可を願いたいというふうに思いますけれども。

○片渕栄二郎議長

はい。

○重富邦夫議員

ありがとうございます。

それでは、議長の許可をいただきましたので、質問に早速入りたいと思いますけれども、冒頭でありますけれども、私たち日本の活力を上げるため、また地方活性化のための地方創生という政策がございますけれども、その地方創生に関していかに自分事と捉え、いかに行動するかというふうに言われていて、要は我が町の実情をしっかりと把握し、自分たちの目線に合ったアイデアを上級組織に提案していくことから始めなければ私たちのまちづくりなんて到底できないという、そういった思いをお伝えして、質問に入ります。

まず1つ目に、全国的に農業従事者の高齢化や生産資材の値上がりが続くなど、農業情勢は大きく変化している状況でございます。佐賀県ではさが園芸生産888億円推進事業が今年度から4箇年計画で実施されているところであります。革新的技術の導入による先進的な農業者や新たな園芸農業の育成などを行うということとされており、高い目標を掲げてございます。農業が基幹産業である本町は、この事業をどのように受けとめておられるのか。また、これから農業の振興、園芸生産拡大と経営力の向上などにこの事業をどのような形で生かしていく考えなのか。このさが園芸888億円運動の目標と将来の展望、このところをまずお聞かせ願えますか。

○木下信博農業振興課長

全国的に農業従事者の高齢化や後継者不足による生産基盤の脆弱化などが懸念をさ

れておりまして、本町も例外ではなく厳しい状況にあります。農業は佐賀県、特に我が町にとっては地域を支える基幹的な産業であり、地域社会を形成する上で欠くことのできない大切な産業であり、これまで以上に省力化、高品質化、技術の普及、経営の体質強化対策などに力を注がなければならないと考えてるところでございます。

このため、佐賀県では園芸で稼げる先進的経営体が多く育成され、その背中を見て次々に園芸農業の新規就農者が育成されることを目指し、園芸農業産出額を2017年度629億円から10年後の2028年には888億円を目標といたしますさが園芸生産888億円推進運動を展開しております。この運動と連動いたしましてさが園芸生産888億円推進事業で施設・機械整備支援などのハード事業や露地野菜100億円アップ推進事業などのソフト事業などの支援が実施をされているところでございます。なお、露地野菜100億円アップ推進事業につきましては、市町を通さない佐賀県直接採択事業となっております。事業の要望は直接農林事務所などに申し込むこととなっております。以上でございます。

○重富邦夫議員

では、888億円事業の中で機械や施設等の支援というものを行われておりますが、事業の目的と要件はどのような内容になってるのでしょうか。お願いいたします。

○木下信博農業振興課長

御質問の事業の目的と採択要件でございますが、施設・機械整備支援、いわゆるハード事業につきましては、先進的経営の実現による所得向上や意欲ある新規就農者の確保、育成、産出額拡大につながる経営体、産地の育成などを推進し、園芸産出額の向上を図ることとなっております。2戸以上の農家で組織いたします団体や新規就農者、それと県単事業につきましては県が33%に上乗せとして町が10%を加算し、合計43%補助というのが基本となっております。

次に、露地野菜100億円アップ推進事業、これソフト事業になりますけど、この事業につきましては、露地野菜の導入による経営の複合化や産地の活性化を図るため、3戸以上の農業者が構成する任意組合や農事組合法人が露地野菜の作付を開始するために必要となる取り組みに対する支援を行うこととなっております。50万円を上限に新規露地野菜栽培実証に係る経費の2分の1を補助するチャレンジ事業と露地野菜の面積拡大をする事業者に対して3ヘクタールを上限として1年目3万円、2年目2万円、3年目1万円ということで、これ10アール当たりの単価でございますけど、この助成金を助成するといった事業となっております。

以上でございます。

○重富邦夫議員

では、先ほどいろいろ要件の内容を話していただきましたけれども、この要件というものは実際どこでどのような基準で定められてるのか答弁をお願いします。

○木下信博農業振興課長

基準でございますけど、補助金などにつきましてはその財源の多くが税金でございます。選択と公平性により厳しく見詰め直すということが求められているところです。また、交付に関する手続についても、補助金と交付規則を制定して明確化をしているところでございます。また、補助金交付要綱及び実施要領など国や県、市町で作成をしておりますけど、補助金の本質に立ち返り、一般的に4つの基本的視点からあり方を見詰め直すことが必要でございます。

まず、1つ目といたしまして、事業の目的、内容に現時点でも明確な公益性が認められるもの。それと、補助対象経費や補助金額、補助率は妥当かつ明確なもの、過剰投資になっていないといったことでございます。それと、3つ目が、補助金に見合う効果が期待できるかということで、ほかの手法でなく補助によることが施策目的の実現にとって最適なのかということが3つ目です。それから、4つ目といたしまして、その他の団体や住民との間で公平性は保たれているのか、また交付先は適正、公平に決定されるのかなどを鑑みて制定をされていると考えております。

以上でございます。

○重富邦夫議員

では、今期そういった要件の中、現在の要望者の数をお知らせください。

○木下信博農業振興課長

本町におきまして、今年度、令和元年度のさが園芸生産888億円推進事業につきましてでございますが、イチゴやアスパラガス、小ネギのハウス施設整備とタマネギとかレンコンなどの収穫機につきまして18件の事業実施主体から要望が出されております。また、佐賀県の直接採択事業であります露地野菜100億円アップ推進事業については、現在1件の要望が上がっていると聞いております。

以上でございます。

○重富邦夫議員

要望者の数の多い少ないは別として、そもそもなぜこの数なのかというところを考えたことがあられるでしょうか。お願いいたします。

○木下信博農業振興課長

要望者の数でございますけど、各関係者のほうに通知をもって周知というのを行っております。翌年度事業の要望につきましては、例年7月に取りまとめをしております。杵藤農林事務所を通じて県のほうに採択のお願いをして把握している状況でございます。

また、なぜこの要望者数なのかにつきましては、生産者の経営状況や経営計画により増減するものと考えております。例えば生産者が同じ機械について補助できる同じ事業を申請するタイミングは、その経営において判断されるものだと思います。

以上でございます。

○重富邦夫議員

確かに答弁をされるように、農業機械の補助申請のタイミングについては経営主体の判断によるものだというにしても、昨今の農業の状況を鑑みても、農作物の価格と農業経営者の体力自体が奪われてる状況の中で、とても投資を促せる状況にないことはもう明らかなんです。こういった中で一貫体系をつくる機械にしか補助が出ないとか、1つずつしかそろえることできないのにこれを一気にそろえてくださいみたいな、そういった要件だとか、この事業要件のハードルが私は高いんじゃないかというふうに思うんですけれども、そのあたりいかがお考えですか。

○木下信博農業振興課長

この事業要件につきましては、議員申されるとおり、ハードルが高いという話は聞き及んでるところでございます。特に国庫事業の採択につきましてはポイント制となっております。高く設定がされてるところで、これが当然国の事業でございますので、会計検査の対象にもなるということでございます。また、国庫事業で取り扱われている機械などは県単事業では対象外となっているものが多く、導入しづらい面もあるかと思っております。こういったことから対象者や対象機械の範囲がもっと広がるような今後に向けて、国や県のほうにも働きをかけていかねばならないかなということ考えてるところでございます。

以上でございます。

○重富邦夫議員

言われるとおり、もちろん県や国への働きかけというものは行っていただきたいというふうに思います。

農家の方の意見の中に、現在の園芸作物の価格率だったりでは露地野菜の面積拡大だとか生産性向上のための機械の導入がどうしても厳しい。しかしながら、農業は継続していかねばならないということで、農業は裏作、表作1年間トータルで農業でございます。その中で一番使用する機械はトラクターでございます。また価格も一番高額になってくるものです。園芸と分けて考えるのではなくて農家の継続性というものも考えて、トラクター補助というものをこれは新たに創設していただきたいというふうに思ってるんですけれども、その点どうお考えですか。

○木下信博農業振興課長

議員申されるとおり、トラクターというのは農業の花形的機械でございます。米、麦、大豆はもちろんのこと園芸作物も含め、その用途は幅広く、農業にとってなくてはならない機械でございます。

トラクターの導入につきましては、先ほど採択条件の話をしていただきたいと思いますけど、トラクターについては国庫事業がございまして、この国庫事業といいますのは、強い農業・担い手づくり総合支援交付金事業というのが対象ということとなっております。ただ、先ほども言いましたとおり、国庫事業の採択というのはポイント制と現在なっております。ポイント制を簡単に御説明しますと、目標値というのを複数設定して、

その目標値のポイントの合計が国の平均値を上回った場合に初めて事業採択となるという制度になっております。目標値はおおむね7種類ほどございますけど、その中で主なものを例に挙げますと、1つ目に付加価値額の拡大、例えば基準額が600万円ということであれば1ポイントふえるとか、これ農業所得の金額でございますけど、600万円以上であれば1ポイントとか、2年後の付加価値の基準の10%以上増加した場合は2ポイントとか、2年後の経営面積を2ヘクタール拡大をされると2ポイントとか、そういったポイントの合計で採択の可否を決定するという、そういった仕組みとなってまして、ちなみに昨年のボーダーラインが13ポイント以上ということで事業採択となっているようでございます。こういったことで国庫事業で取り扱われてる機械などは県単事業ではトラクターが対象外と今のところなっております、導入しづらい面もあるのかなということで感じているところではございます。

以上です。

○重富邦夫議員

なかなか国庫事業で取り扱われているし、県単ではその対象外となって、導入しづらいということでございますけれども、副町長、各課長の皆さんがしっかりと町の実情を把握した上で、県側の意向と違ったことに対して、農業関係も別の分野でもいろいろと協議がなされてるわけなんですけれども、その中で一生懸命これをよろしくお願ひしますと食い下がって意見を申し述べてきたと、そうやって帰ってきたとき、その課長をどう評価いたしますか。

○百武和義副町長

先ほど来、補助事業の採択要件等について御意見をいただいておりますけれども、国や県の各事業を実施するときに、国は全国を見ながら、県は県全体を見ながら事業を構築されているということで、市町にとっては地域的に適さないとか、または利用しづらい、そういった事業があります。これも先ほど話が出ておりましたように、近年要件が非常に厳しくなっているものもございます。

そういった中で、各課長を初め職員がこういった事業説明会の場とか、それから県などに出向いて、採択要件の緩和など意見を述べたり要望を今現在も行っているところでございます、これにつきましてはよくやっているというふうに思っているところでございます。

○重富邦夫議員

農業振興課長、だそうですよ。ですから、一生懸命やると副町長から褒められると、単純にそういうことではありませんけれども、佐賀県が推進している888億円推進運動ですかね、10年間で629億円から888億円の259億円増額という高い数値目標を掲げてございます。この高い数値目標を達成するためには、県側が白石町に期待するウェートというものはかなり私は大きいというふうに思っておりますけれども、そのあたりどのような認識をお持ちでございますか。

○木下信博農業振興課長

先ほど答弁をいたしましたとおり、佐賀県のほうでは園芸で稼げる先進的経営体が多く育成され、その背中を見て次々に園芸農業の新規就農者が育成されることを目指して、園芸農業産出額を2017年の629億円から10年後の2028年には888億円を目標とするこの推進運動というのが展開されています。

2017年の629億円でございますが、杵藤農林事務所管内での農業産出額が264億円となっていて、佐賀県全体から比べますとこの杵藤農林管内の占める割合が42%ということで高い数字を示しているところでございます。特に本町のタマネギにつきましては、佐賀県の栽培面積で74%を占める重要品目でありまして、議員おっしゃるとおり佐賀県が本町に寄せる期待がひしひしと感じられるところでございます。県内でも園芸生産の主力である杵島藤津地域が888億円的一端を担い、2017年の農業産出額42%を2028年に50%の444億円まで成長させることということで、杵藤農林事務所管内に縦断しております国道444号にひっかけてこの444億円を目指すということで県のほうと一緒に進めていくということとなっております。

以上でございます。

○重富邦夫議員

要約しますと、期待をされてるということですね。白石町農業というものが伸びることによって、より数値目標に近づけるんですね、888億円という数値目標。その期待というものに応えるためにも、限られた予算がございませうけれども、農業経営の継続性を考慮してみたり、経営面積で補助率を変えてみたり、投資がしやすいような補助事業自体の見直しや、事業の目的の中にもございましたけれども、経営体、産地の育成を推進するということですから、白石町独自の農業環境に合った提言というものをこれからもやっていくべきではないかというふうに思いますけれども、そのところの答弁をお願いいたします。

○木下信博農業振興課長

補助事業につきましては、先ほども申し上げましたとおり3原則がございませう。もちろん公益性があること、それと公平性であること、それと平等性であることというのが基本ということとなっております。農業の経営形態や作業形態など環境が変化していることは誰もが承知していることと思いますが、国民や県民及び町民の公益性や公平性を保つためには、税金を投入する補助事業というのは採択要件がどうしてもついて回るということはやむを得ないことではないかと思っております。ただ、そのようなことばかり追求いたしますと有名無実の事業ということになりかねない状況になってしまうこともございますので、国や県には地域の状況、特に白石町の状況、そういったことを鑑みて、営農体系に見合った補助事業の創設というのを強く要望をしていきたいということで考えております。

以上でございます。

○重富邦夫議員

その意気で強く要望していただきたい。今、公益性、公平性、平等性を担保することが前提と、答弁の中にも環境の変化というものがございましたけれども、今は個人から法人へ、減反から自由化へ、小さい機械から大きな機械へ、日本人労働者から外国人へ、言われるように大きく環境が変わってきているからこそ、補助のあり方そのものも考えていかなければならないのであって、将来的には農業に対する補助制度にも頼らずできるための流れというものをつくるということなんです。

町長、先ほどの副町長の質問とも幾らかかぶるんですけれども、担当課長が県や近隣市町の協議の中で意見の隔たりが起きてしまったり、また周りの意見に圧倒されて、本来伝えるべきことを伝え切れなかったと、中身の話や状況によってはそういう場合があるのかもわかりません。ただ、そうならないために私はしっかりと後ろ盾が必要じゃないかというふうにも思いますけれども、町長はどのようにお考えになりますか。

○田島健一町長

いろんな場面において職員の後ろ盾ということでございます。

今回のこの農業分野には限らず行政が行う全ての事業でも同じでございますけれども、国、県、市町、それぞれ担当すべき業務が分かれているものの、国民、県民、住民への公共サービスということにおいては、その実施目的は一緒でございます。しかしながら、町の特殊性も考慮する中で、担当課長は個人としてではなく町としての意見や考えを申し上げてございまして、今のところ議員から申されるような意見の隔たり等々含めて、そのようなことは今のところ聞いておりません。もしそのようなことがございましたら、私といたしましても町の振興、行く行くはそれは県の振興にもつながるわけございまして、できない事案につきましては県を初め、関係機関にしっかりと意見を申し述べたいというふうに思います。

なお、このさが園芸生産888億円推進運動本部会議のメンバーに私も町村代表として入っております。そういった中で、白石町のみならず佐賀県全体としての意見を強く申し上げたいというふうにも思っているところでございます。

以上です。

○重富邦夫議員

力強い答弁でした。ありがとうございました。

その888億円運動なんですけれども、その数値目標に近づけるため、白石町農業が発展していくためということで、その機械、施設等への投資ということで先ほどから質問してるんですけれども、その投資をするにも結局のところは農家さんの安定した収入というのが必ず必要になってくるわけございましてけれども、そういった部分に対して行政側としてできることというものもなかなか限られてくるんですけれども、そこに対しての対策というものはどのようにお考えになるのかお伺いいたします。

○木下信博農業振興課長

その対策でございますけど、これまで農家の所得を支えてきておりましたタマネギ

につきましては、もう御存じのとおり平成28年のときにベト病が大発生をして以来、生産者を初め、各関係機関の御協力のもと、最盛期というところまでは言いませんけど徐々に回復はしているかと存じております。また、このほか本町につきましては、米、麦、大豆はもちろんでございますけど、レンコン、キャベツ、イチゴ、アスパラそして牛肉といった、多彩で安全・安心な農産物を生産しているところでございます。農業所得は市場や相場に大きく左右されるわけでございますけど、経営の複合化や、先ほども申し上げましたけど、生産者の経営状況によって計画的に補助事業を活用していただき、農作業の省力化とコスト削減により、所得の向上及び安定経営を図っていただきたいと思っております。そのほかには町においては6次産業化の推進というのも行っております。また、6月1日にオープンいたしました道の駅しろいしでの販売促進、さらには首都圏でのトップセールスなど、引き続き対策につきまして講じていきたいというところで考えてるところでございます。

以上でございます。

○重富邦夫議員

農産品の販路拡大という面でも非常に課題があるというふうにも思いますけれども、これがなかなか天候とかそういったものに大きく左右をされて、また市場のほうになかなか絡んでいくということが非常に難しいという現状がございまして、安定した収入というのが今のところこれといって大きな得策というものがなかなか見つからないというのが現状じゃないかというふうに思います。小さくても各農家さんが各自分たちの責任で契約栽培をしながら、そういったところが幾つかふえていってくればですね。JA側も直接スーパーと契約をしている部分もあるというふうな話も聞き及んでおりますけれども、それも余りに多い量を契約してしまうと、不作のときにとっても物自体を集め切れないということで、ある程度の数字で抑えてるというふうな、抑えてるというか、そういった話を聞いたことがございます。そういうこととか、価格安定基準単価の見直しの期間とか、そこを狭めるとか、そういったことが議論されてもいいんじゃないかというふうには私の感覚上そういうふうに思っているところです。

それでは次に、目標値を達成するため、今の労働者の数というものが達成できるというふうに考えておられるのか、その点いかがでしょうか。

○木下信博農業振興課長

目標値を達成するために今の労働者の数で達成できるのかというお尋ねだと思いますけど、本町のタマネギ生産農家におきましては、大規模農家から小規模農家までさまざまでございます。その経営形態の中で少人数から数十人のいわゆる加勢人さんを雇用されている状況でございますけど、特にタマネギ収穫時における労働力については期間が限られてることもあり、決して潤沢ではないと感じております。このような状況の中で、繰り返しとなりますが、これまで以上に省力化、高品質化、技術の普及、経営の体質強化対策などに力を注がなければならないということで考えております。

先ほどから申し上げてますさが園芸生産888億円推進運動の目標を達成するためのメニューといたしまして、さが園芸生産888億円推進事業というのが用意をされてお

ります。何回も言いますが、施設・機械整備支援、それと露地野菜100億円アップ推進事業など、そういったもので取り組んでいただければということで考えております。

以上でございます。

○重富邦夫議員

今の労働者の現状から見まして、早期の労働者支援というものを導入を切望される声というものがございます。これは、JA側の関係者の方の話であったり、各農家さんの話であったり、いろいろな面で話を聞くわけですが、構造改革特区というものを聞き及んだことあると思いますけれども、その中で北海道のあるところの町が構造改革特区の申請を行って、外国人技能実習生の受け入れというものをできるようにということで規制を緩和してもらったというか、そこは商工会が事業主体になって、外国人の受け入れ機関になってるという事例もございます。このあたりでは、私が直接話を聞いてきたわけじゃないんですけども、久留米市の北野町というところですかね、町自体が労働者支援をやっているというふうなことを聞いたんですけども、実際は恐らく事業主体が別の組織があるんだろうとは思いますが、380人とか何とか、そんな規模で労働者支援をやっているというふうな話を聞いたんですけど、私自身が調べてないので確かなことは言えないんですけども、そういうところもあるということで、いろいろJA側も先日の一般質問の答弁の中にもありましたけれども、人材派遣といいますか、そういったところを大町に事務所を構えて、何か支援をやられているというふうなことを聞き及んだことがありますけれども、それは外国人が対象ということではなくて日本人の方ということですね。

ただ、そういうふうに労働者の方向性というものも早くというふうな声があっているんですけども、そのあたりに関してはどうやっていこうと思われているのか答弁お願いいたします。

○木下信博農業振興課長

労働力不足につきましては、昨日の一般質問の答弁の中でもお答えしたかと思いますが、農業に限らずどの産業においても深刻な問題であるということで認識をしているところでございます。

特に農業の分野のほうでは農業人材確保、農業人材育成、農作業受委託、外国人技能実習制度、農作業安全対策の5つの観点が必要じゃないかということで考えております。

現場では常に人材が不足しているだけではなく、収穫期など短期間での労働力確保も困難な状況となっております。また、外国人技能実習制度については、日本農業の実態、特殊性を考慮した運用が求められ、加えて生産技術や経営力など必要なノウハウを持つ人材を育成し、経営の高度化を進めていく必要があると考えております。また、町内においても人材派遣会社が立ち上がっているようですが、経営者側が経営展開に必要な人材を確保するための労働環境を整えていくというののも必要ではないでしょうか。農業の労働力不足を解消するためには、まずは農業就業者の減少を食い

とめる、そういった対策を講じること、そのためには新規就農者や農業に興味を持った方が安心、安定して就農できるような環境整備も必要であると考えております。町のほうでは農業次世代人材投資資金、昔の青年就農給付金でございますが、それと白石農業塾、トレーニングファームなどに取り組んでおりまして、その分でいいますと一定の成果というのは上がっているのではないかと感じているところでございます。以上でございます。

○重富邦夫議員

労働者の件で質問してるんですけども、外国人ありきということではなくて今現在の労働者ということで、隣の町からとかいろんな方がお手伝いに来ていただいているわけございまして、その中の労働者の方からの声なんですけれども、家の周りだったらそんなこともないんでしょうけれども、干拓地で農作業をすることが多くあると。その中でトイレがないということで、こういうことを言ったらあれなんですけど、男性と女性ではトイレ事情がまた少し感覚的に違うところがあるということで、トイレがないから手伝いに来るのが嫌だとか、そういう方向にならないとも限らないというのを話を聞いた瞬間にちょっと思ったんですよ。責任産地というふうには呼ばれる農業地域でもございますし、そういった農業環境というものの構築という意味でも、先進地と呼ばれるような、そういったやり方も必要じゃないかというふうに思いますけれども、こういった農業分野のトイレ事情については対策というか、どう考えるのかお伺いをいたします。

○木下信博農業振興課長

特に干拓地で主にタマネギの収穫ということで加勢人さんが来られるわけでございますけど、農家が直接雇われる場合と青果業者の方に委託される場合というのがあると思います。

特に青果業者のほうに委託をされる場合は、数十人の方がマイクロバスを使って直接圃場のほうに乗りつけられて、一斉に収穫作業をされて、数時間後また次の圃場へ移動されるといった作業形態が多いのかなと思います。このことから、私どもも複数の青果業者の方にお尋ねをいたしまして、どのような方法をされてるのかということでございますけど、青果業者のお話では、朝の集合場所を公共施設のトイレがある駐車場のほうに指定をして、そこで用を済まされてから圃場のほうに向かうということをお話されておりました。また、マイクロバスで次の圃場へ移動するときは、要望があればまた公衆用のトイレのほうに向かってから、そこでトイレ休憩の時間を設けているということをお聞きをしてるところでございます。

次に、農家の方が直接雇われた場合、大規模農家の方が独自で多数の方を雇用されている場合なども含め、各圃場や自家用車で来られているようございまして、トイレから遠い圃場の場合は休憩時に自家用車のほうでそういった公共用のトイレのほうに向かわれているということでございました。

議員御質問のトイレの事情でございますけど、例えば工事屋さんとかで使われる簡易トイレを導入するとした場合、まず圃場ごとにタマネギの収穫作業が終了し、移動

されることを考えたときに、トイレの設置場所や農家の方や青果業者の方がどれだけの人数を雇用しておられるのか、また農繁期の時期に集中し、その後は一般的な使用となってしまったときなど、そういったことも考慮をしなければならないのかなと思っております。そういったことから、最寄りの公共施設のトイレで御利用させていただいて、作業に頑張っていたいただきたいと思っております。

以上でございます。

○重富邦夫議員

ぜひともきちんとトイレの清掃をよろしく願いたいというふうに思います。

それと、農業用の簡易トイレというものも販売もされておりますし、今は建設現場とかで軽トラックの後ろに乗せる簡易トイレですか、そういったものもございますので、農業環境を整えるという意味では一つ考えていかなければならないことなのかなというふうにも考えております。

それでは、最後の県産和牛のことにに関して質問しますが、佐賀県は佐賀県産の和牛、また畜産農家の拡大や販路拡大だとか、そういうところに力を入れておられるわけございまして、端的に申し上げますけれども、牛がそもそも健康な状態でなければ幾ら推進をしたところで利益なんか上がらないわけですし、病気になったら、たちまち佐賀牛というブランドに傷がつくという部分もございまして。

そういった中で、牛も生き物ですから定期的に予防接種をしなければならない、そこには獣医師というものが必ず必要になるわけなんですけれども、その獣医師が足りてないと、そういう状況があるというふうに私は聞き及んでおりますけれども、現場からの声とその対策案としてはどのように把握し、どう対応されるのかお伺いいたします。

○木下信博農業振興課長

獣医師につきましての御質問でございます。

議員がおっしゃるとおり獣医師不足というのは深刻で、白石町のみならず全国的に獣医師が不足しているようございまして、各都道府県におきまして新規獣医師の確保合戦の様相を呈しているようございまして。

このため、佐賀県では佐賀県における獣医療を提供する体制の整備を図るための計画書によりますと、緊急の課題といたしまして、獣医療の提供においては獣医師の高齢化、新規獣医師の参入減少などの課題が生じておりまして、将来的には産業動物獣医師が減少するほか、公務員獣医師の確保が困難になるということが懸念をされて、推計では令和2年度までに高齢化や退職などにより産業動物分野で5人、公務員分野で11人が減少する見通しであり、その後の10年で産業動物獣医師25人、公務員獣医師の退職が23人見込まれるということから、獣医師が十分確保されるか不安な状況になっております。

このため、獣医を希望する学生の拡大と就業への誘導を実践することとされておまして、具体的には中学生や高校生への獣医の業務内容などを情報提起するなどして獣医を志す学生をふやす取り組みを行うとともに、将来こうした分野や就業を希望す

る獣医学生を対象に、佐賀県獣医学生修学資金貸付事業なども活用し、県内への就業機会の拡大を図ることとされております。

現在、佐賀県畜産協会で指定されている獣医師の方は27名いらっしゃいまして、このうち武雄杵島地区では4から5人の方が活動をされておられるようです。また、他地区の獣医師の人数ですが、これは病院や医院などと一緒でございまして、患者さんが住んでいる地域にかかわらず受診されますがそれと同じことで、どこの地区で何人ということは把握できてないこともあります。ただし、獣医師不足というのは重要な課題として認識をしているところでございます。

以上です。

○重富邦夫議員

杵島武雄地区、広域で獣医師を確保するための協議だとか、展開としては講習会の創設や、畜産協会に対して、学生等を実際に現場に連れて回って体験をさせて、後継者育成に努めていただくような、そういった支援をやりながら獣医師を確保していくべきではないのかというふうに。本当のところは獣医師の方たちが自主的にいろいろな畜産農家のところに後継者を連れて行って、勉強させてというのが本来の流れなのかもわかりませんが、そこが滞っているということであるならば、そういった支援も視野に入れて考えていくべきではなかろうかというふうにも思います。そこに対してはどう対応されますか。

○木下信博農業振興課長

講習会などを創出しながら獣医師の確保ということでございます。

佐賀県のほうでは、獣医を希望する学生の拡大と就業への誘導というのを実践することとされておまして、中学生や高校生の獣医の業務内容などを情報提供するなどして、獣医を志す学生をふやす取り組みを行うこととされておりますので、町といたしましてもこういった情報の広報の啓発のほうに努めていきたいということで、支援策ではありませんけど、考えております。

以上でございます。

○重富邦夫議員

それでは、そういった方向で努力を重ねていただきたいというふうに思います。

きょうの一般質問全般から、何とか自分たちのまちづくりをやるためには自分たちの声をしっかりと上部組織に理解をしてもらおうということを念頭にお話をさせていただいたわけなんですけれども、もちろん私たちだけが物申すということじゃなくて、結局のところは町民の皆さんも一緒になって、町の中のいろいろな団体とかもございまして、そういったところからの意見が活発化することによって本当の白石町の意見、私たち、町長の意見が通りやすくなるという、そういうふうに思っています。私は、まちづくりで一番大切なことは機運の醸成というものが重要だと思っていて、機運も時代によっていろいろございますけれども、現状でいえば自立志向型で積極的にリスクをとって挑戦する人だとか地域全体の気風、そういったところが今は必要な

のかなど。いろいろな方面から試行錯誤をし、地方自治体自体が自立するという、正直なところ恐怖に近い感情というものになるのかもわかりませんが、その困難に立ち向かうことでしか我々の生きる道はないというふうに思いますけれども、町長、最後に締めていただきたいというふうに思いますけれども、答弁よろしく願いいたします。

○田島健一町長

本日の重富議員は農業の振興ということだけに重点的に御質問をいただきました。まさに白石町は農業が基幹産業でございますので、まさしく先ほど来議員から申されましたことを我々も、町長もそうでございますけれども、役場職員全てがその方向で足をしっかりと見て、それを上に伝えていくと、側からだけではなくてそういうことに努めてまいりたいというふうに思います。

以上です。

○重富邦夫議員

それでは、まちづくりに対して白石町民の心というものが一つになること、そういったことを期待を申し上げまして、私の一般質問を終わります。

○片渕栄二郎議長

これで重富議員の一般質問を終わります。

以上で本日の議事日程は終了しました。

あすも一般質問です。

本日はこれにて散会します。

15時27分 散会

上記、会議の経過を記載し、その相違ないことを証するため、地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和元年9月11日

白石町議会議長 片 渕 栄二郎

署 名 議 員 片 渕 彰

署 名 議 員 草 場 祥 則

事 務 局 長 小 柳 八 束